

総合計画審議会

第 4 次総合計画前期基本計画(素案)の検討スケジュール

日時	会議名	内容
1月31日(火)18時～	総合計画審議会	①基本計画(素案)の検討スケジュールについて ②基本計画(素案)の構成とリーディングプロジェクトの検討
【第1専門部会】 2月11日(土)10時～ 【第2専門部会】 2月9日(木)18時～	第1回 専門部会	○市民活動団体との意見交換 (別紙参照)
【第1専門部会】 2月21日(火)10時～ 【第2専門部会】 2月23日(木)18時～	第2回 専門部会	①基本計画(素案)の検討 ②答申案の内容について
【第1専門部会】 3月21日(火)10時～ 【第2専門部会】 3月28日(火)10時～	(予備日) 第3回 専門部会	
5月中	総合計画審議会	①専門部会の報告 ②基本計画(素案)の検討 ③答申案の確認
7月下旬	答申	会長から市長に答申

<参考> 専門部会の検討項目と構成

	第1専門部会	第2専門部会
基本計画 検討項目	第1章「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」 第2章「安全に安心して暮らせるまちづくり」 第4章「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」	第3章「活力ある快適なまちづくり」 第5章「施策推進に向けた取組み」
部会員	加藤部会長、赤尾委員、斉藤委員、大澤委員、廣瀬(淳)委員	加藤部会長、赤井委員、國貞委員、宗前委員、廣瀬(史)委員

豊中市総合計画審議会【第1回】専門部会の概要

1. 日時・部会員

- 【第1専門部会】平成29年(2017年)2月11日(土)10時~12時
加藤部会長、赤尾委員、斉藤委員、大澤委員、廣瀬(淳)委員
- 【第2専門部会】平成29年(2017年)2月9日(木)18時~20時
加藤部会長、赤井委員、國貞委員、宗前委員、廣瀬(史)委員

2. 場所

市役所第二庁舎3階大会議室

3. 目的

専門部会の検討分野で活動する市民活動団体から意見を聞き、まちの現状や課題などの把握を行う。

4. 団体意見の活用

前期基本計画の各施策に掲げる「現状と課題」、「施策の方向性・主な取組み」、「市民・事業者の主な取組み」を専門部会で検討する際の参考とする。

5. 参加団体

(1) 第1専門部会

No.	団体名	分野
1	団欒長屋プロジェクト	こども
2	豊中市PTA連合協議会	教育
3	一般社団法人キャリアブリッジ	若者・雇用
4	豊中市障害者自立支援協議会	障害福祉
5	自主防災活動団体連絡会議	防災
6	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	人権
7	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団	男女共同参画
8	公益財団法人とよなか国際交流協会	国際交流

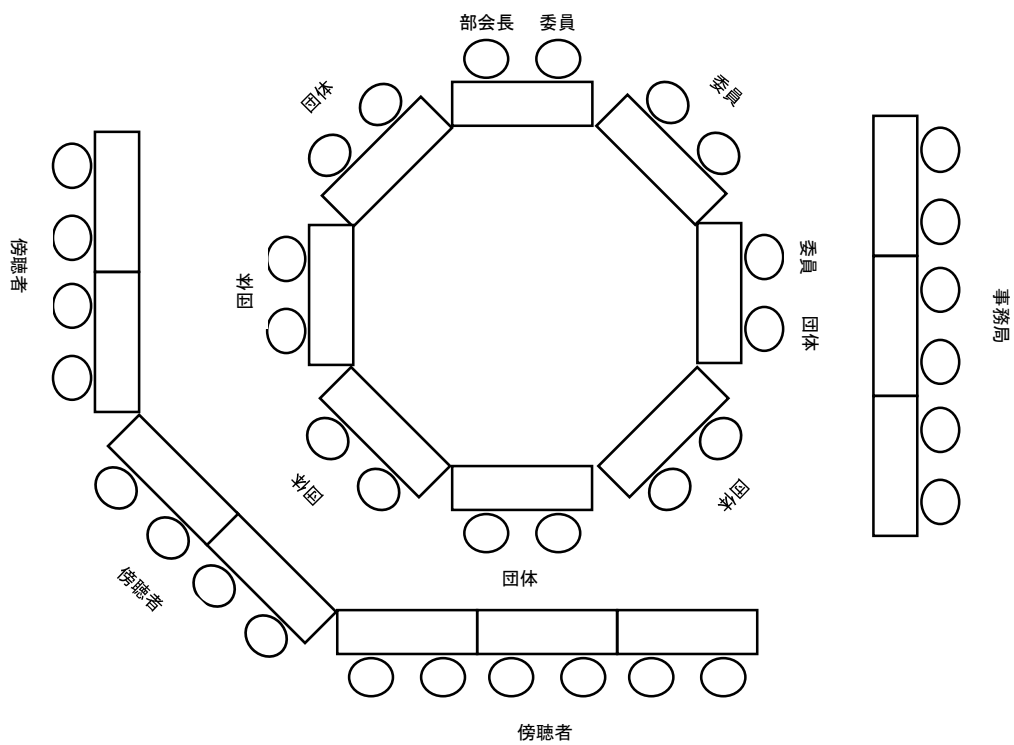
(2) 第2専門部会

No.	団体名	分野
1	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ21	環境
2	新千里南町2丁目西自治会	まちづくり
3	一般社団法人豊中青年会議所(JC)	産業
4	とよなか市民公益活動協議体	協働・市民公益活動支援
5	新千里北町地域自治組織	コミュニティ
6	千里ニュータウンFM放送株式会社	魅力創造

6. 進行

時間	プログラム	資料	役割
00:00 (10分)	開会、趣旨説明 団体紹介	次第	事務局
00:10 (100分)	団体との意見交換	団体調査結果 のまとめ	部会長
01:50 (5分)	部会長のまとめ		
01:55 (5分)	連絡事項 ・傍聴者アンケート記入	アンケート用紙	事務局
02:00	閉会		

7. 会場イメージ



Ⅱ 前期基本計画 (素案)

目 次

1	前期基本計画について	1
1	1. 前期基本計画の構成	1
	2. 計画の進め方	2
	3. 人口推計	3
2	施策	4
	●施策の見方	4
	<u>第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり</u>	
	1-1 子育て支援の充実	8
	1-2 保育・教育の充実	10
	1-3 子ども・若者支援の充実	12
	<u>第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり</u>	
	2-1 自立生活支援の充実	16
	2-2 保健・医療の充実	20
	2-3 消防・救急救命体制の充実	22
	2-4 暮らしの安全対策の充実	24
	<u>第3章 活力ある快適なまちづくり</u>	
	3-1 快適な都市環境の保全・創造	28
	3-2 低炭素・循環型社会の構築	30
	3-3 都市基盤の充実	32
	3-4 良好な住環境の形成	34
	3-5 産業振興の充実	36

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

- 4-1 共に生きる平和なまちづくり 40
- 4-2 市民文化の創造 42
- 4-3 健康と生きがいつくりの推進 44

第5章 施策推進に向けた取組み

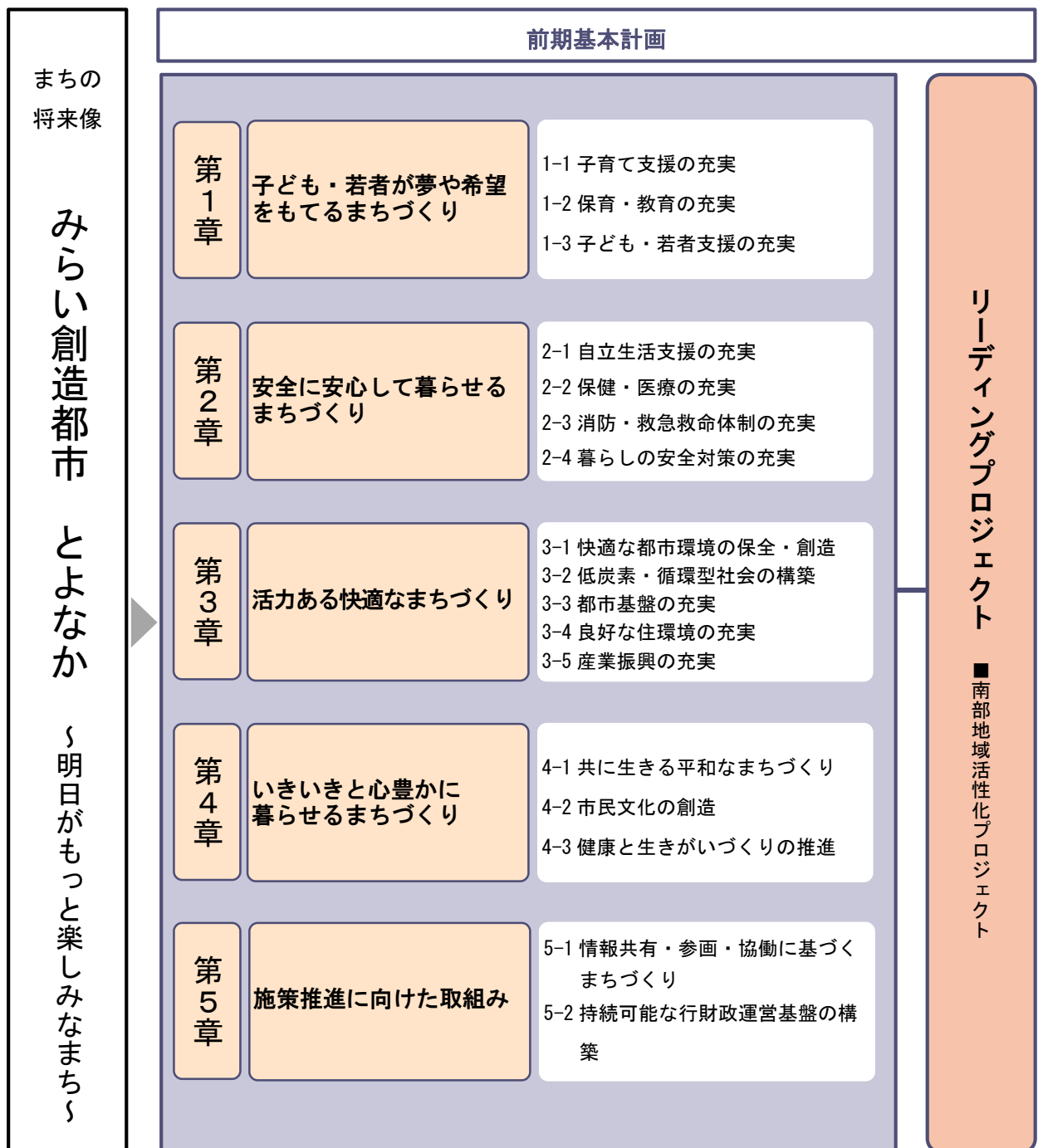
- 5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり 48
- 5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築 50

- 3** リーディングプロジェクト 52
- 南部地域活性化プロジェクト 52
 - 1) 南部地域の現状と課題 52
 - 2) プロジェクトへの位置づけ 52
 - 3) プロジェクトの方向性と目標 53
 - 4) 主な取組み 53

1 前期基本計画について

1. 前期基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想で掲げた「まちの将来像」を実現するための施策展開の方向性を示すものです。前期5年間において取り組む17施策とともに、各施策の事業のうち、特に重点的かつ総合的に取り組む事業を「リーディングプロジェクト」として位置付けます。

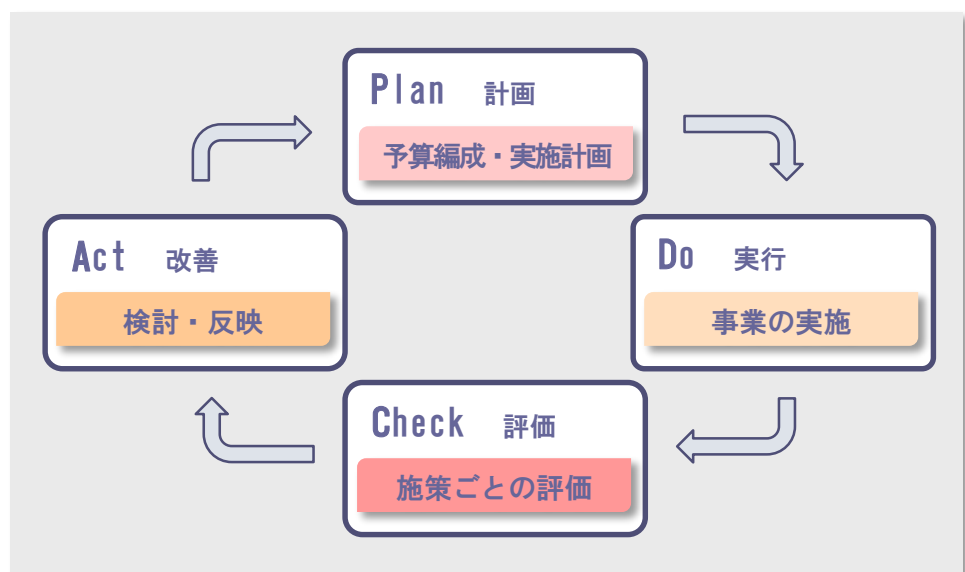


2. 計画の進め方

成果重視の行政運営を進めるとともに、施策について説明責任（アカウンタビリティ）を確保するために、計画の進行管理のしくみを構築し、総合計画のより着実な進行を図ります。

施策に基づく進行管理

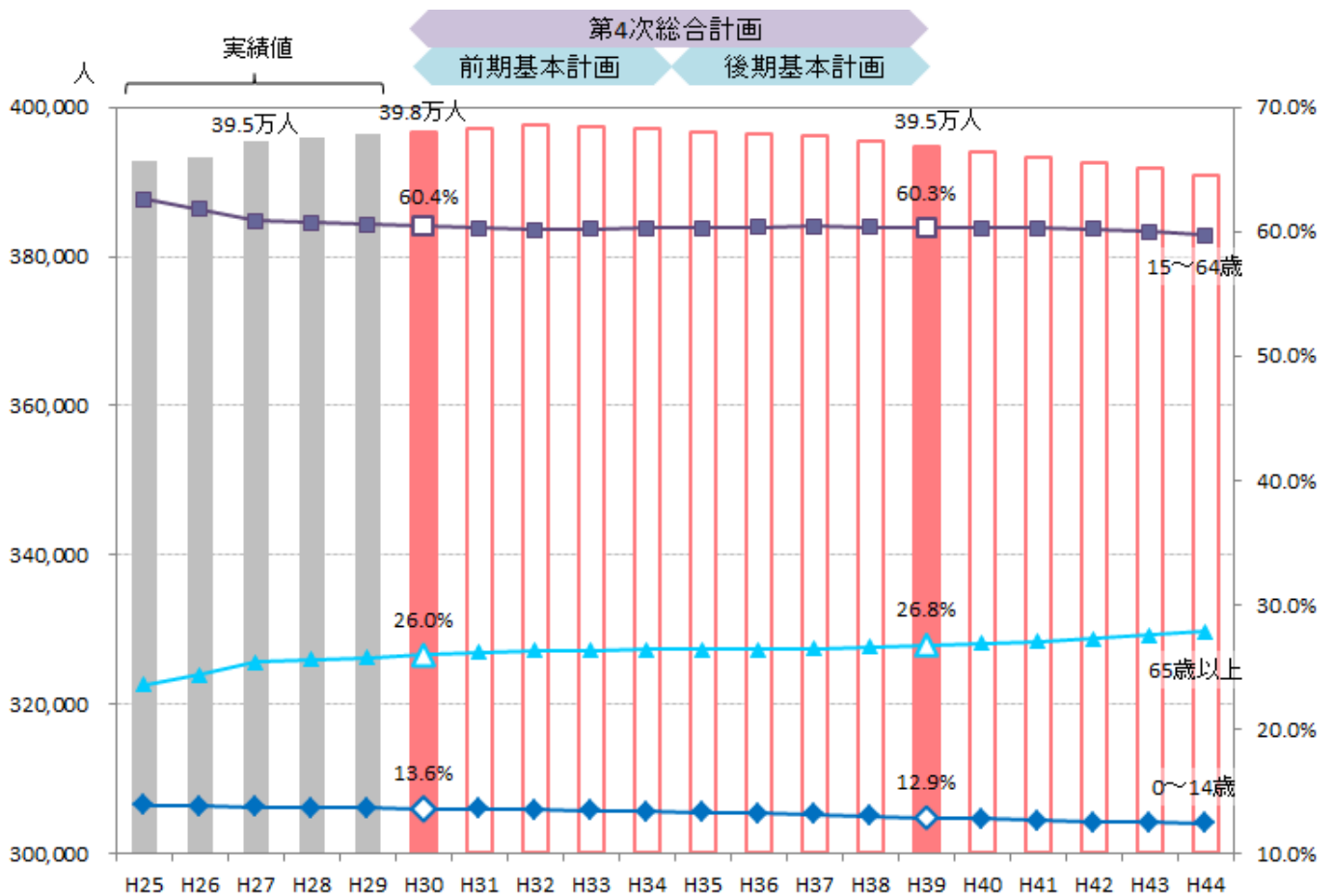
各施策における取組みにおいて、統計データやアンケート結果などの客観的な指標を活用し、施策の進捗状況を管理します。



3. 人口推計

第4次総合計画の計画期間である平成39年の本市の人口を約39万5千人と想定します。

[総数及び年齢3区分別割合]



※推計の条件：合計特殊出生率 1.37、純移動率高位
5年ごとの推計値に基づき、5年間の変化を按分し1年ごとの値を算出

2 施策

● 施策の見方

施策の章立てを示しています。

施策の名称と施策の説明（取組み方針）を示しています。

この施策をとりまく現状と課題、市民の意識の現状を示しています。

現状と課題をふまえた、今後の施策の方向性を示しています。またそれにとともなう「主な取組み」とその内容を示しています。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 子育て支援の充実

地域のなかで、まわりの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域でのつながりの希薄化が進むなかで、妊娠・出産・子育てについての不安や負担感、悩みをもった人が増えるなど、子育て支援に関するニーズが多様化しています。

こうしたなか、本市では「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例（平成 25 年（2013 年））を策定しました。また、妊娠・出産・子育て相談窓口をすこやかプラザに設置するなど、きめ細やかな支援を進めています。今後、妊娠前からのサポートをはじめとする「保護者自身の子育て力」の育み支援とあわせて、「地域の子育て力」の強化を図るなど、子どもを安心して産み育てられる環境のより一層の充実が求められています。

市民の意識	平成 29 年度
子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆産前・産後の切れめない支援を進めます。

主な取組み

○産前からの正しい知識習得の環境づくり

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実や、相談対応および保健師や助産師等の専門職による個別訪問など、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を充実させます。

○産後ケアの充実

産後 1 ヶ月以内に身体的・精神的疲労を感じ育児等に不安や負担を感じる母親が多くなっており、産後における母親の健康や育児などに関する情報提供サービス、相談体制づくりを進めます。

○妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の受診促進を図るとともに、未受診児への早期アプローチを進めます。また、アレルギー専門相談や離乳食講習会など、健康を確保するための相談・情報提供の取組みを進めます。

◆安心して子育てができるよう支援します。

主な取組み

○子育てと仕事の両立の推進

休日保育や病児・病後児保育、保育所開所前・後の預かりなど、保育サービスの充実をより一層図ります。

○ひとり親家庭支援

母子家庭、父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援、医療費助成、就労支援など、子育て・生活支援を推進します。

◆地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます。

主な取組み

○親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりを関係機関と連携して進めます。

○妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。

○地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、小学校区単位の地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健康診査の受診など母子の健康管理
- 妊産婦やその家族への見守り、手助け
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくり
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協働体制づくり

用語解説

この施策を進めるにあたって、市民・事業者の主な取組みを参考として示しています。

この施策に関わる用語を解説しています。

第1章

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

1-1 子育て支援の充実

地域のなかで、まわりの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域でのつながりの希薄化が進むなかで、妊娠・出産・子育てについての不安や負担感、悩みをもった人が増えるなど、子育て支援に関するニーズが多様化しています。

こうしたなか、本市では「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例（平成25年（2013年））を策定しました。また、妊娠・出産・子育て相談窓口をすこやかプラザに設置するなど、きめ細やかな支援を進めています。今後、妊娠前からのサポートをはじめとする「保護者自身の子育て力」の育み支援とあわせて、「地域の子育て力」の強化を図るなど、子どもを安心して産み育てられる環境のより一層の充実が求められています。

市民の意識	平成29年度
子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆産前・産後の切れめのない支援を進めます。

主な取り組み

○産前からの正しい知識習得の環境づくり

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実や、相談対応および保健師や助産師等の専門職による個別訪問など、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を充実させます。

○産後ケアの充実

産後1ヶ月以内に身体的・精神的疲労を感じ育児等に不安や負担を感じる母親が多くなっており、産後における母親の健康や育児などに関する情報提供サービス、相談体制づくりを進めます。

○妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の受診促進を図るとともに、未受診児への早期アプローチを進めます。また、アレルギー専門相談や離乳食講習会など、健康を確保するための相談・情報提供の取組みを進めます。

◆安心して子育てができるよう支援します。

主な取組み

○子育てと仕事の両立の推進

保育所・こども園終了後の預かり、一時預かり、休日保育や病児保育など、保育サービスの充実をより一層図ります。

○ひとり親家庭支援

母子家庭、父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援、医療費助成、就労支援など、子育て・生活支援を推進します。

◆地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます。

主な取組み

○親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりを関係機関と連携して進めます。

○妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。

○地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健康診査の受診など母子の健康管理
- 妊産婦やその家族への見守り、手助け
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくり
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくり

1-2 保育・教育の充実

子どもたちが健やかに成長・発達していくよう、乳幼児期から義務教育期まで発達段階に応じた連続性のある保育・教育を充実し、子どもたちの「人とつながり、未来を切り拓く力」が育まれるよう取り組みます。

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。平成27年（2015年）にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園化の促進や小学校就学前の教育・保育の質の向上に向けた取組みを推進しています。また、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進めることが求められることから、特に小学校入学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につながるしくみが大切です。

近年、私たちを取り巻く社会環境は、グローバル化や急速な情報化、技術革新等により、多様化、複雑化し、子どもたちの日常の生活環境も大きく変化しつつあります。

これからの子どもたちには、さまざまな変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、社会や人生をどのようにによりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら行動するとともに、多様な他者と協働して、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

こうしたなか、子どもたちの成長を支える教育のあり方も、変化に対応しながら、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、一人ひとりの可能性を引き出し、確かな学力と健やかな体、豊かな心を育てていくことが求められています。

市民の意識	平成29年度
保育・教育環境が充実していると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆保育や幼児教育の充実を進めます。

主な取組み

○保育や幼児教育の質の確保・向上

人権保育や障害児保育など、これまで培ってきた本市の教育・保育をより確かなものへと発展させ、さらなる充実を図ります。

○乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の促進

公立私立に関わらず小学校就学前教育と学校教育の一貫したあり方を検討し連携しながら、それぞれの機関での教育の充実を図ります。

◆子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます。

主な取組み

○確かな学力と体力の向上、豊かな人間性の育成

子どもたちの主体的な学びを育むとともに、一人ひとりの学習意欲を高めることで、確かな学力の向上を図ります。また、体力の向上と健康の保持・増進に向け、運動指導や食育の充実を図ります。あわせて、小・中学校における教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育に総合的に取り組み、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

○小中一貫教育の推進

各中学校区において小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の推進を図り、学びの連続性をふまえたきめ細かな学習指導や生徒指導等を進めます。

○ともに学ぶ教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい対応を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学び、共に育つ教育を推進します。

また、帰国や渡日、外国にルーツをもつ子どもたちに対する適切な支援とともに、互いの文化を尊重し、学び合う教育を進めます。

○いじめや不登校のない学校づくり

いじめを許さない学校づくりや不登校の未然防止、早期対応を進め、学校の組織的な対応力の向上とともに、関係機関との連携強化を図ります。

◆子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携を進めます。

主な取組み

○学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進

学校と家庭、地域が子どもたちの学習状況等についての情報を共有し、連携して子どもたちを育てていくため、地域こども教室などの既存の取組みの再構築を進め、新たなしくみづくりに取り組みます。

○家庭や地域の教育力向上への支援

家庭の役割に関する学習機会の充実や世代間交流の促進など、家庭教育への支援を進めます。また、地域における子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や活動の担い手の育成を支援します。

市民・事業者の主な取組み

- 家庭における学習環境づくり
- 学ぶことへの関心をもち、友達への思いやりをもって学校生活を過ごすこと
- 登下校見守り活動や地域での声かけなどの実施
- 体験学習など学校の教育活動への協力

1-3 子ども・若者支援の充実

すべての子ども・若者が、希望に満ちた明るい未来を展望しながら健やかに育ち、地域社会の一員として成長し、自立した社会生活を営むことができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・若者を取り巻く環境が変化し、児童虐待、発達障害、不登校、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）など子ども・若者に関わる課題がより深刻化しています。子ども・若者の健やかな育成、社会生活を営む上で困難な状況にある子どもや若者、その家庭への支援などに社会全体で取り組むことや、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう必要な環境整備などが求められています。

本市では、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を活用し、虐待防止・予防、早期発見に取り組んでいます。本市内の児童虐待相談対応人数は年々増加しています。そのため、児童虐待防止に向けては、総合的な防止策が求められています。また、子ども・若者の居場所づくりに取り組むとともに、社会的な自立に向けて長期的、かつ、重層的で、切れ目のない支援を実現するために豊中市子ども・若者支援協議会（平成27年（2015年））を設置し、関連機関のネットワークによる支援体制を整備して取組みを進めています。今後、総合的に対応する体制づくりなど、子ども・若者支援体制の充実を図り、一人ひとりの子ども・若者の状況をふまえた対応により、すべての子ども・若者が望む未来を自ら築いていくことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

市民の意識	平成 29 年度
子ども・若者が地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します。

主な取組み

○活動や交流ができる機会の充実

子ども・若者の主体的に行動していく力やコミュニケーション力、豊かな感性等を育むため、遊びや学習、文化活動等のさまざまな活動や多様な人との交流の機会の充実を図ります。

○社会参加の促進

子ども・若者が社会の一員として関わるができるよう、意見表明や社会参加の機会の充実に取り組みます。

○子どもの居場所づくり

保護者が昼間いない家庭の児童を対象とした放課後こどもクラブや地域の多世代の交流による様々な体験機会の提供、子どもの生活習慣づくりや「孤食」を防ぐための地域でのセーフティネットの体制づくりなど、遊び、学習、交流体験などを通じて、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりをより一層進めます。

- ◆社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します。

主な取組み

○発達の特性に応じた支援、障害のある子どもへの支援

児童発達支援センターを中心に子どもの成長に応じ、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を強化し、それぞれの専門性を活かして、障害のある子どものライフステージに応じ、継続した切れめのない総合的な支援を進めます。

○児童虐待防止対策

相談事業など、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、再発防止を図る取組みを促進するとともに、きめ細やかな支援を推進します。

○若者就労・就業支援

職業体験、各種講座や実習、合同面接会、職業紹介、再度のチャレンジなどの就労・就業支援を地域就労支援センター等関係機関が連携して行うとともに、雇用創出を進めます。

- ◆子ども・若者を取り巻く課題に総合的に対応するしくみづくりを進めます。

主な取組み

○子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり

ひきこもり等社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対して、関係機関等が協働して行う支援を適切に組み合わせることにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを進めるため設置した「豊中市子ども・若者支援協議会」を中心として、個人の自立および他者と共に次世代を担う人材の育成などに取り組みます。

○身近な地域での環境づくり

住み慣れた地域で生活基盤や安定した職業生活、社会関係を築くことができるような居場所をつくり、さまざまな分野で展開される地域活動や就労体験、学びの機会などの地域資源をつなぎ、情報の提供を受けることのできる環境を整備します。

市民・事業者の主な取組み

- 地域の活動等への参加
- 主体的に生活の改善や心身ともの健康づくりへの参加
- 交流機会への参加や関係機関等への相談
- 子どもたちとの交流の場づくり
- 子ども・若者の居場所づくりやキャリア形成の場の創出
- 雇用機会の創出

第2章

安全に安心して暮らせるまちづくり

2-1 自立生活支援の充実

個々のもつ力を活かしながら、住み慣れた地域で、自立して、支え合
って暮らせる環境づくりに取り組みます。

現状と課題

人口減少・高齢化、社会経済構造の変化など、大きく社会が変化し、地域や家庭でのつ
ながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まるなか、孤独死、高齢者介護、生活保護受給者の
増加など問題が深刻化しています。さらにこれらが複雑多様化し、公的な福祉サービスだ
けでは対応が難しい新たな課題が生じており、地域におけるつながりの再構築や支え合
いの体制づくりが求められるようになっていきます。

本市においては、「誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる福祉
コミュニティの実現」を基本理念に据えた地域福祉計画のもと、高齢者をはじめ障害者や
難病患者など支援が必要な人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことが
できるよう、さまざまな取組みを進めてきました。また、経済的に困窮した市民を早期に発
見・支援するための関係部局連携による相談体制くらし再建パーソナルサポートセンタ
ーの開設や、地域における個別支援や地域福祉活動の拠点機能を有した地域福祉活動支
援センターの設置など、生活困窮者に対する支援体制づくりや地域福祉活動支援などを
進めるとともに、雇用・就労支援にも取り組んでいます。今後、一人ひとりの状況に応じ
た自立支援を関係機関、地域等と連携して進め、すべての人が住み慣れた地域で安心した
生活が継続できるよう施策の充実に取り組んでいくことが求められます。

市民の意識	平成 29 年度
誰もが安定した生活ができる環境が整っていると感じ ている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます。

主な取組み

○多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築

保健、医療、介護、福祉に加え、雇用労働や教育などの関係機関が連携し、地域での見守り活動等に対して専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制づくりや、実効性の高い検討・取組みができる体制づくりを進めます。

○地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進

住民同士が交流できる場の創出や平常時から地域で支えあうためのつながりづくりなど、地域における「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することによって、地域福祉の基盤づくりを推進します。

- ◆介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます。

主な取組み

○介護・高齢者福祉サービスの充実

地域密着型介護老人福祉施設等の整備実績や要介護・要支援認定者の状況等をふまえ、介護保険サービス等の基盤整備を進めるとともに、今後想定されるさらなる介護人材不足に対応するため、関係機関と連携し、介護人材の確保・育成等に向けた取組みを進めます。

また、地域の見守り活動や医療・介護に関わる関係機関・団体等との連携を図り、高齢になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう取り組みます。さらに、高齢者の孤独死等を防ぐ安否確認についての取組みの周知や、サービス内容の充実、身近な高齢者の相談支援機関として地域包括支援センターの機能強化などに取り組みます。

○認知症高齢者支援の充実

認知症サポーターの養成や早期相談体制の整備により、認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の介護家族に対する支援体制の充実など、認知症になっても尊厳を保ちながら本人・家族とも安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進

成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護や虐待防止の普及啓発を行います。また、関係機関と連携しながら、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。

◆障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を促進します。

主な取組み

○総合的な障害者生活支援体制の充実

障害者が自立して生活できるように、基盤整備やサービスの質の向上・量の確保とともに、福祉、保健、医療、教育などとの連携による総合的に生活を支援する体制づくりを進めます。また、障害者虐待防止センター等を拠点として、施設や事業所への指導や普及啓発、体制づくりなど障害者に対する虐待防止対策を進めます。

○障害者の雇用・就業の充実

障害者を受け入れる企業等における不安や負担を軽減するための取組みなどにより、障害者の雇用促進、雇用機会の創出を進めます。

○障害者の社会参加の促進

障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発やさまざまな人との交流機会づくりなどにより、共生社会の創造に向けた障害者の社会参加を促進します。

◆セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます。

主な取組み

○安定した社会保険制度の運用

介護保険制度や国民健康保険制度、国民年金制度の適切な加入や収納率の向上を図り、互いに助け合う制度として適切に機能するよう取り組みます。

○生活困窮者への自立支援

一人ひとりの生活課題に個別の支援プログラムをもつなど、専門機関等との連携により、適切な指導・助言や就労支援を進めます。

◆就労支援の充実を図ります。

主な取組み

○就労に必要な能力の習得支援

基礎能力の養成プログラムや各種講座、職業体験、合同面接会の開催、職業紹介など、くらし再建パーソナルサポートセンター、地域就労支援センター、無料職業紹介所等を活用した就労支援を進めます。また、ひとり親支援、若者支援、生活困窮者自立支援、高齢者支援、障害者支援など各取組みと連携しながら、就労希望者の就労の場の確保に向けて取り組むとともに、定着支援を進めます。

市民・事業者の主な取組み

- 地域で共に暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくり
- 地域住民が交流できる機会の創出
- 地域福祉活動への参加
- 地域包括ケアシステムに基づく介護サービスの提供
- 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくり
- 就労支援に向けた情報提供、雇用機会の創出

2-2 保健・医療の充実

自身の心身の健康に関心をもって発病や重症化の予防が促進するよう、それを支える保健・医療体制の質の向上を図ります。

現状と課題

近年、死因の上位を占める生活習慣病の予防が課題であるとともに、国の調査（平成26年（2014年）患者調査）によると、4大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）を上回り、精神疾患患者が最も多い結果となっており、ストレス等によるうつ病や薬物依存などに対するこころの健康対策が重要となっています。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や食の安全を脅かす問題など健康被害への対応が求められています。

さらに、高齢化により地域の医療ニーズにも変化が見られ、在宅医療の体制確保が課題となっています。

本市では、生活習慣病対策、自殺予防対策など、こころと体の健康づくりや、感染症予防対策など健康危機管理体制の整備を図るとともに、地域の中核病院として市立豊中病院を中心とした救急医療体制を構築してきました。今後、これらの着実な継続とともに、市民の主体的なこころと体の健康づくりを促進する取り組みや在宅医療をさらに推進していく必要があります。

市民の意識	平成29年度
保健・医療体制が充実していると感じる市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆こころと体の健康管理・予防対策を進めます。

主な取り組み

○生活習慣病対策の推進

市民の主体性を重視した健康づくりを推進するために、市民意識の啓発や減塩・禁煙・運動などの生活習慣に向けた予防指導等を実施します。また、疾病発症後においては、必要な治療の継続や自己管理など重症化予防を促進します。

○疾病の早期発見や早期治療の促進

啓発や受診勧奨などにより、各種健康診査やがん検診などの受診率の向上を図ります。

○メンタルヘルス、自殺予防対策の推進

ストレスチェックによる自身のストレスへの気づきやメンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図り、早期発見、早期治療を促進します。また、自殺対策強化月間などにおける普及啓発活動やゲートキーパーの養成などを進めるとともに、関係機関等との連携・情報共有を図り、自殺予防対策を推進します。

○薬物乱用防止対策の推進

薬物依存に関する知識や薬物乱用防止の啓発とともに、依存の背景にある内容を把握するなど回復に向けた取組みを支援します。

◆生活衛生の確保を図ります。

主な取組み

○感染症予防対策の推進

新型インフルエンザ等の感染症に迅速に対応するため、体制の強化を図ります。また、新たな感染症の発生動向の把握に努めます。

○食の安全確保

食品による危害発生防止のため、食品衛生に関する監視指導とともに、食中毒などの情報提供や食の安全に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

◆地域医療の充実を図ります。

主な取組み

○医療連携の推進

患者により良い医療が提供されるように、市立豊中病院と地域医療機関が相互に役割分担、連携し、さまざまな病状に対応していく体制の確立を図ります。

○在宅医療の推進

医療従事者と介護従事者の連携をより一層強化し、在宅患者の救急対応など、在宅医療の推進を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 健診・検診などの受診
- こころの健康についての正しい知識の習得
- 感染症についての正しい知識の習得
- 食の安全に関する正しい知識の習得
- 地域包括ケアシステムに基づく医療サービスの提供

2-3 消防・救急救命体制の充実

市民の生活を守る消防・救急救命体制のさらなる充実を図ります。

現状と課題

近年、社会環境の急速な変化により、消防業務が高度化、複雑多様化しています。また、テロ災害や武力攻撃の有事への対応、世界各地で発生している新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、高齢化等により救急需要は今後ますます増大することが予想されています。

本市では、「救命力世界一宣言」（平成22年（2010年））を行い、市民や事業者と「救命力」を高める取組みを進めるとともに、特殊災害対策専門班、高度救助隊、特別消火隊の設置など警防体制の強化による消防力・救命力の向上を図っています。また、平成24年（2012年）10月に開始した箕面市とのはしご車の共同運用に加え、平成27年（2015年）4月から池田市との消防指令業務の共同運用および能勢町消防事務の受託を開始するなど近隣市町との広域連携を推進しています。今後、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対策や救急需要対策等がますます求められるなか、これらの取組みをさらに充実・強化していく必要があります。

市民の意識	平成29年度
消防・救急救命体制が充実していると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆救急救命体制および防火安全対策を強化します。

主な取組み

○救命力世界一の推進

救命力をさらに向上させるため、地域に根ざした応急手当の普及啓発活動をより一層推進します。

○防火対策の強化

火災の未然防止および火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置対策などに取り組むとともに、市内の防火対象物等における防火安全対策を強化します。

○自主救護能力の向上

自主防災組織および消防防災協力事業所などへの消火・救急・救助の訓練指導を実施し、技術習得を促進することにより、大規模災害発生時における自主救護能力の向上を図ります。

◆消防体制を充実強化します。

主な取組み

○警防体制の強化

特別消火隊を中心とした消火技術の向上や高度救助隊を中心とした救助技術の向上、生物剤や化学剤による災害、高層建物災害などに対応する特殊災害対策専門班による特殊災害対応力の強化を図ります。

○避難・救出体制の強化

ひとり暮らしの高齢者や重度障害者の日常の状況を把握するとともに、避難の方法や防火指導を行うなど、日常生活における防火対策や災害発生時の避難・救出体制の強化を図ります。

○消防の広域連携の推進

今後も中核市としてリーダーシップを発揮し、近隣市町との広域連携を推進します。

市民・事業者の主な取組み

- 応急手当の習得など救命力の向上
- 住宅・事業所などの火災予防
- 大規模災害等に備えた自主救護能力の向上

2-4 暮らしの安全対策の充実

災害、犯罪、事故などの安全対策を進めるとともに、自ら守る、地域で守るという意識の醸成を図ります。

現状と課題

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されており、防災対策の充実や高齢者等の要配慮者への支援対策の充実強化が求められています。また、自然災害だけでなく、世界情勢の変化や生活環境の変化などに伴う、テロ、大規模な事故・事件、武力攻撃事態などの危機事象に対しても、平素の備えと発生時の被害抑制に取り組む必要があります。

市民生活においては、消費者被害や交通事故など、暮らしの安全を脅かすさまざまな事象が発生しており対策が求められています。

本市においても危機管理体制づくりを進め、日ごろからのさまざまな安全対策に取り組んでいます。今後、さらなる対策の強化を図り、災害等発生時の応急対策、発生後の復旧対策などを含め、事前の備えを進めておくことが必要となっています。また、これらの安全対策においては、自助・共助が重要であり、災害、犯罪、事故などに対する自助意識の醸成・自助対策の促進および地域における防災力・防犯力向上の取組みの促進が求められます。

市民の意識	平成 29 年度
防災や防犯、交通安全に対する意識があり、災害や犯罪等が発生した際の備えができていない市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆防災力の充実強化を図ります。

主な取組み

○防災対策の充実強化

災害予防対策や応急対策および災害応急体制の充実など、市の防災力の強化を図ります。

○地域防災力の充実強化

自助・共助の重要性など、啓発による防災意識の向上を図ります。また、地域自治システムと連携した校区自主防災活動の促進や要配慮者に対する取組みなど、地域における防災力の充実強化を図ります。

◆犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります。

主な取り組み

○地域の防犯活動への支援

関係機関・団体との連携を図り、地域において自主的に行われる防犯活動を支援します。

○防犯対策の充実

地域で行われる防犯活動と連携し、通学途上の子どもの見守りや街頭犯罪の予防を図ります。

○消費者被害対策の充実

消費者被害に対する相談体制の充実を図るとともに、消費者被害に関する啓発・注意喚起および消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を継続して進めます。

◆交通安全意識の向上を図ります。

主な取り組み

○交通安全教育の推進

警察等関係機関と連携しながら、学校教育の場のみならず、地域活動の中でも交通安全教育が実施されるようより一層取り組みを進めます。

○交通安全啓発の推進

人通りの多い駅周辺や交通上問題のある場所などを中心に街頭啓発を行うとともに、全国交通安全運動のイベントや各種講習会の場を通じて交通安全啓発に取り組みます。

市民・事業者の主な取り組み

- 家庭・地域・事業所で地震や風水害への備え
- 自主防災組織や防犯活動への参加
- 防災、防犯に関する啓発活動
- 地域や事業所で防災、防犯等の研修実施
- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上

第3章

活力ある快適なまちづくり

3-1 快適な都市環境の保全・創造

良好な環境が保全され、うるおいのある自然環境や都市のみどりのもとで、心豊かな暮らしができるよう取り組みます。

現状と課題

本市では、市民・事業者・行政の行動計画である豊中アジェンダ21と、行政計画である豊中市環境基本計画が車の両輪となって環境に関する取り組みを進めていますが、環境に関わる活動を行う市民・事業者の固定化や活動者全体の高齢化などが見られることから、快適な都市環境づくりを進めていくと同時に、次世代へ環境の意識を受け継ぎながら、市民・事業者・行政それぞれが果たすべき責任や役割について、ともに理解を深めていく必要があります。

また、本市は、ほぼ全域が市街化されており、都市化の進展とともに、農地や樹林地が減少していますが、みどりの保全や緑化施策の推進等により、みどりの量については増加が見られます。公園・緑地についても、府内の平均値を上回る整備水準を確保しており、みどりに対する市民の満足度も高くなっています。これらの自然環境や都市のみどりを保全し、よりうるおいのある都市環境を確保するため、生態系・生物多様性への配慮や多面的な視点からのみどりの確保への取り組みが求められています。

あわせて、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など都市生活に起因する問題や、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題である微小粒子状物質(PM2.5)などによる新たな環境汚染問題も発生しており、対応が求められます。

市民の意識	平成29年度
良好な環境が保全され、快適な都市環境づくりが進んでいるまちだと思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆環境政策を推進するための総合的なしくみづくりを進めます。

主な取り組み

○環境教育・学習の推進

地球環境や省エネルギー、ごみ減量と3R（発生抑制・再使用・再生利用）、みどりの保全・創造などについて、地域や企業、学校などにおいて取り組まれる環境教育・学習への支援を進めます。

○環境に関する啓発活動の推進

多様な主体が参加する啓発機会の創出等に努め、環境に関する意識の醸成・向上を図ります。

◆自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めます。

主な取組み

○公園緑地の整備・充実

服部緑地、大阪国際空港周辺緑地、千里緑地をはじめ、規模の大きな公園緑地を拠点となるみどりとして整備・充実を図るとともに、公園施設が安全で安心して利用できるよう維持管理・更新を進めます。

○都市緑化の推進

市民がより一層みどりを身近に感じられるよう、公共スペースや家庭の軒先など身近な場所での市民・事業者の自主的な緑化活動を啓発・支援するとともに、市民団体等との協働による草花緑化やみどりのカーテンづくりなど緑化推進に取り組みます。

○農地の保全・活用

都市のみどりの空間、地産地消の啓発の場や市民農園などとして、農地の保全および活用を図ります。

○多様な生物の生息空間の保全・創造

ヒメボタルの生息地や島熊山緑地の保全に努めるなど、希少な生物をはじめ、多様な生物の生息空間の保全・創造を図ります。

○環境美化活動の促進

地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民・事業者の自発的な取組みを啓発・支援し、環境美化活動を進めます。

◆環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます。

主な取組み

○環境汚染防止対策の充実・推進

工場・事業場等に対して規制基準を遵守するよう届出の指導や立入検査を継続して行うとともに、アスベスト（石綿）についても、現地パトロールや啓発を行い、排出等の規制の強化を図ります。また、大気汚染や水質汚濁、航空機騒音等の常時監視、微小粒子状物質（PM2.5）の調査・情報収集などを行い、市民へ情報提供します。

市民・事業者の主な取組み

- 環境学習の機会の創出
- 身近なみどりの創出や多様な生物の生息空間の保全活動
- 清掃活動など地域の美化活動
- 環境汚染防止対策の実施

3-2 低炭素・循環型社会の構築

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球レベルの環境問題は、ますます深刻化しており、海面の上昇や気候の変化、それに伴う生態系への影響が懸念されています。省エネルギーを通じた低炭素社会の実現は、人類共通の課題となっており、国は平成42年度（2030年度）の削減目標（平成25年度（2013年度）比26.0%削減）に向けた取組みを進めています。

本市でも、これまで地球温暖化防止地域計画や第3次地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入を推奨する取組み等を進めています。

また、循環型社会の構築に向けては、国では、環境基本法および循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、個別のリサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進基本計画等を策定し、それぞれ国の減量化目標や基本方針等を示しています。

市内で排出される廃棄物の処理に統括的な責任を有する本市としては、国の動きを注視しつつ地域における廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用等の実現のために必要な取組みを進めています。

環境にやさしいライフスタイルを市民一人ひとりが実践するなど、低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、今後より一層、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが求められています。

市民の意識	平成29年度
環境にやさしい生活を心がけていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆低炭素社会の実現に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進

温室効果ガスの排出を抑制するために、市有施設においては率先的な省エネルギー化と再生可能エネルギー化の導入を図ります。また、家庭や事業所においても、省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギー導入の普及啓発に取り組めます。

◆循環型社会の構築に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○廃棄物の減量と 3R の推進

廃棄物の減量や、3R（発生抑制・再使用・再生利用）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを進めます。

○廃棄物の適正処理の推進

発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に取り組めます。

市民・事業者の主な取組み

- 建物や機器の省エネルギー化
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入
- 紙ごみや食品ごみの削減に向けた 3R 活動の実施
- 廃棄物の適正処理

3-3 都市基盤の充実

快適な暮らしを守るために、道路・上下水道などの都市基盤の充実を図ります。

現状と課題

本市は、名神高速道路や中国縦貫自動車道などの幹線道路が整備され、大阪国際空港をはじめとした交通の要衝地にあり、交通の利便性の高い都市として評価されています。一方で、高度経済成長期に集中的に整備した道路、橋梁、上下水道など、暮らしを支える都市基盤の老朽化が課題となっています。

今後も住み続けたいと思ってもらえるまちにしていくためには、災害に強く安心して暮らせる市街地の形成や安全に移動できるみちづくりなど、安心・快適な暮らしを支える都市基盤の充実が求められています。

市民の意識	平成 29 年度
都市基盤が充実していると思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆安心して暮らせる市街地の形成を進めます。

主な取組み

○災害に強いまちづくりの推進

災害時にも道路のもつ機能が維持され、避難路・輸送路としての利用や円滑な救助・消防活動ができるよう、災害に強い道路網の構築などに取り組みます。また、民間住宅等の耐震化に対する普及啓発や、支援などにより、既存建築物の耐震化の促進を図ります。

○上下水道の充実

独立した公営企業として経営基盤の強化を図り、いつでも安心して水が利用され、汚水や雨水が適正に処理できるよう、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めます。

◆安全で安心して移動できる総合的なみちづくり、交通環境づくりを進めます。

主な取り組み

○都市を支える道路の体系的な整備と長寿命化

活力ある都市活動と円滑な移動を支える幹線道路等の整備を体系的に進めるとともに、老朽化が進む道路ストックを計画的に維持修繕し、長寿命化を図ります。

○人が主役となる安全で快適な道の整備

身近な生活道路において、歩行者の安全性や快適性を高めるため、道路環境の改善に取り組みます。

○交通安全対策の推進

交通事故の防止に向けて、交通安全施設の整備を進めるとともに、通学路においては、市民および関係機関と協働した対策を進めます。また、交通環境を阻害する放置自転車については、指導、整理、撤去などの対策に取り組みます。

◆マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備をめざします。

主な取り組み

○安全で利便性の高い公共交通網の整備

利用者ニーズに沿った持続可能な公共交通網を確保するため、事業者等と連携しながら、公共交通網の維持・改善・サービスの向上に取り組みます。

○自転車の走行・駐輪環境の改善

自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車通行空間整備を進めるとともに、利便性の高い駐輪場の整備に取り組みます。

市民・事業者の主な取り組み

- 災害に備え、住宅など既存建築物の耐震化
- 駐車場・駐輪場の整備
- まちづくりへ関心をもち、各種計画づくりへの参画
- 利用者のニーズに沿った安全で利便性の高い公共交通サービスの提供

3-4 良好な住環境の形成

良好な住環境を保全・継承し、だれもが快適に暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

現状と課題

本市は、大阪都市圏の中でも早くから郊外住宅地として発展してきたまちであり、その良好な住環境は、市外からも高い評価を得ています。一方で、世帯数の増加以上に住宅数が増加していることから、空き家の増加が顕著となっており、今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに空き家の増加が見込まれています。また、まちびらきから50年以上が経過した千里ニュータウン地域をはじめ、居住者の高齢化や都市基盤の老朽化などさまざまな課題を解決しながら、まちの再生を図ることが求められています。

今後も、良好な住宅・住環境を維持・継承していくため、美しい景観づくりをはじめとするより良好な住環境づくりや、住宅都市としての魅力をより高めるため、地域特性を活かした拠点づくりが求められています。

市民の意識	平成29年度
良好な住環境が形成されていると思う市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます。

主な取組み

○千里中央駅周辺の活性化

北大阪地域のにぎわいと活力の中心地として、土地利用の再編や多様な都市機能の誘導など官民協働の取組みを推進します。

○中心市街地の活性化

豊中駅周辺・岡町駅周辺は、商業や公共施設を中心としたにぎわいづくり、曽根駅周辺・服部天神駅周辺は、文化芸術・スポーツを中心としたまちづくりを進めます。

○大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

安全と環境対策に万全を期すとともに、空港の運営権者等と連携し、移転補償跡地を活用した企業立地の促進や、就航都市との交流などの取組みを進めます。

◆社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します。

主な取組み

○良質な住宅ストック形成の促進

多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成や誰もが安心して住み続けられる住まいを確保するための取組みを進めます。

○市営住宅の適切な管理

市営住宅が住宅セーフティネットとして適切に機能するよう、長期的な視点にたった維持・管理および建替・改修等を進めます。

◆まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます。

主な取組み

○良好な住環境の維持・継承

周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導を図ります。また、住民が主体となった地区計画や都市景観形成推進地区（景観計画）等の制度を活用した、住環境づくりを促進します。

○適切な規制誘導による土地利用の推進

社会環境の変化に対応しながら、良好な住宅地としてのまちの魅力を維持・継承していくため、市民・事業者の協力のもと、周辺への配慮、法令遵守など、秩序ある土地利用を誘導します。

○空き家対策の推進

住宅の適切な管理、中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消など、総合的な空き家対策に取り組みます。

○バリアフリー化の推進

だれもが活動しやすいまちにしていくため、公共性の高い施設のバリアフリー化を進めます。

◆まちの魅力を高める都市景観づくりを進めます。

主な取組み

○良好な都市景観の保全・創造

地域の自然や地形、歴史性、景観特性などの特徴を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれる都市景観の形成を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 景観や近隣との調和に配慮し、良好な住環境の維持・継承
- 地域に関心をもち、地域のまちづくりへの参画
- 空き家の適切な管理と多様な利活用
- 商業施設や事業所などのバリアフリー化

3-5 産業振興の充実

地域社会を支えてきた産業のさらなる振興を図るとともに、企業立地の促進を図ります。

現状と課題

本市では、豊中市企業立地促進条例(平成20年度(2008年度))を施行し、市内での新規投資や本市への新規立地に対する支援など、企業立地の促進を図ってきました。また、とよなか起業・チャレンジセンターの設置やとよなか創業ナビの創設など、中小企業の経営基盤の強化や起業などに係る支援を行い、市内の産業の活性化に向けた取組みを進めてきました。

今後、急激に変化する国際情勢への対応や国内の労働力人口が減少していく背景があるなかで、まちのバランスある維持・発展には、産業振興が求められています。

市民の意識	平成29年度
地域産業が活性化していると感じる市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆地域産業の活性化による都市のにぎわいづくりを進めます。

主な取組み

○産業振興のための企業立地の促進

大阪都心に隣接し、大阪国際空港や高速道路等をはじめとした広域交通網や、大学・研究機関の所在など、本市の立地特性を活かした企業立地の促進を図るとともに、市内事業者の安定した操業環境の形成を図ります。

○事業者ごとの強みを活かしたビジネスモデルの構築支援

市内事業者の状況に応じた支援策の展開や、事業者間の交流の場づくりなど、業種、業態や地域ごとの特徴をふまえ、事業者が事業の継続や発展に取り組むことができる環境づくりを進めます。

○地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化

事業者間での様々な協力関係を構築するための取組みや、商工会議所をはじめとした産業支援機関や大学などの知見を活用できる環境づくりなど、社会経済状況の変化や様々な課題に対応できる経営基盤の構築を支援します。

◆新たな事業の創出や担い手の育成を支援します。

主な取組み

○地域産業の活性化に向けた起業・創業支援

商工会議所などの関係機関との連携を強化し、創業を希望する方への情報提供や創業後のフォローアップなど、支援体制の充実を図ります。

市民・事業者の主な取組み

- 市内産業や新たな事業展開への関心の向上
- 新たな事業を展開しやすい環境づくり
- 経営力の向上

第4章

いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

4-1 共に生きる平和なまちづくり

年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重し合って、共に生き平和な社会の実現に取り組みます。

現状と課題

本市は、非核平和都市（昭和58年（1983年））、人権擁護都市（昭和59年（1984年））を宣言し、人権文化のまちづくりを進める条例（平成11年（1999年））を制定し、人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる、人権文化のまちづくりに取り組んでいます。また、平和啓発では、毎年8月の平和月間を中心にパネル展や講演会等の啓発事業を実施するほか、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に加盟し、非核平和の実現に向けた取り組みを進めています。

一方、今日、同和問題や女性、障害者、在日外国人、高齢者、子どもなどに関わる人権問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在し、さらに、情報化社会の進展に伴ってインターネット上での人権侵害事象など新たな問題が起こっています。

これらの課題を解決するため、同和問題や男女共同参画、多文化共生など啓発事業等に取り組んでいます。引き続き、誰もが、お互いの人格と個性を尊重しながら平和に共存・共生する地域社会を築いていくため、市民や事業者、関係機関等との連携の強化に努めながら人権文化が創造されたまちの実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

市民の意識	平成29年度
自身の人権が尊重されていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆非核平和都市の実現をめざします。

主な取り組み

○非核平和意識の高揚

非核平和意識の高揚を図るため、教育・啓発活動を進めます。

◆人権文化の創造を進めます。

主な取組み

○人権教育・啓発の推進

人々との連帯・共生のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化の醸成を図るため、あらゆる世代に向けた人権教育・啓発活動を推進します。

○相談体制の充実

関係機関および施設間の連携を図るなど相談体制のより一層の充実を図ります。

◆男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

主な取組み

○男女共同参画を促進する教育・啓発の推進

性別にかかわらず、男女が平等にその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、さまざまな世代を対象とする教育・啓発活動に取り組みます。

○あらゆる分野における女性の活躍の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。

○ODV 予防・防止対策の充実

被害者支援のため関係機関との連携を深めるとともに、市民などへの普及啓発や相談・支援体制の充実に取り組みます。

◆多文化共生のまちづくりを進めます。

主な取組み

○多文化共生の推進

国籍やルーツに関係なく全ての人がお互いに理解を深め、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に暮らせるよう、講座や交流機会の提供、外国人に対する相談・支援等の取組みをより一層進めます。

市民・事業者の主な取組み

- 非核平和・人権文化に関する学習会等へ参加・参画
- 地域・職場・学校・家庭など全ての場においての人権侵害の防止
- 男女共同参画社会実現のための意識醸成
- 雇用・就労の場における機会の均等や働き続けやすい労働環境づくり
- 国際交流事業・活動への参加など多文化共生への理解促進

4-2 市民文化の創造

文化芸術活動の場や機会を充実させ、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。

現状と課題

国は文化芸術を「人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるもの」ととらえ、文化芸術振興基本法（平成27年（2015年））の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—（第4次基本方針）を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで「文化芸術立国」をめざすことを打ち出しています。

本市においても、豊中市文化芸術振興基本方針（平成20年（2008年））に基づく文化芸術推進プラン（平成24年（2012年））を策定し、文化芸術企画制作講座の開講、とよなか音楽月間の設定等音楽あふれるまち推進事業を展開するなど市民文化の創造に向けた取組みを進めています。特に、平成29年（2017年）1月にグランドオープンした文化芸術センターは、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与する拠点施設として位置づけており、市民と共に文化芸術を新たに創造・発信していくことが求められています。

市民の意識	平成29年度
文化的なまちであると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

◆文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます。

主な取組み

○文化、芸術にふれる機会や活動の場の提供

子どもや障害者、高齢者をはじめ、あらゆる人々に音楽や美術、伝統芸能など、多様なジャンルの文化芸術にふれる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組める環境を整えます。

○文化芸術センターの活用

文化振興をより一層図るために、文化活動に取り組む市民団体等の活動や多様な主体の協働となる拠点として、文化芸術センターの活用を進めます。

○“音楽あふれるまち豊中”の推進

多様な主体との連携事業を展開するとともに、練習や発表、鑑賞の場と機会を充実させます。また、音楽をはじめ文化芸術が有する創造性を地域活性化等に活かします。

○歴史、文化遺産の保護・保存と活用

本市の歴史や文化財などを次世代に継承していくため、文化遺産等の保護・保存を図るとともに、地域資源として周知や啓発、活用に取り組みます。

○姉妹都市、兄弟都市との交流促進

姉妹都市のサンマテオ市（アメリカ、カリフォルニア州）と兄弟都市の沖縄市とは、今後も更に交流を図るとともに、市民間での交流促進を支援します。

市民・事業者の主な取組み

- 文化芸術活動に参加
- 文化芸術活動への支援
- 歴史・文化遺産の保存・活用の取組み支援
- 歴史・文化資源の魅力発信
- 姉妹都市・兄弟都市との交流

4-3 健康と生きがいづくりの推進

だれもが学びや運動などの生きがいを通して、地域とつながり健やかで心豊かに暮らせるよう取り組みます。

現状と課題

国は、教育基本法の精神にのっとり、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現」をめざして生涯学習の振興に取り組んでいます。

本市でも生涯学習の推進拠点である公民館や図書館等においては、地域や関係機関等と連携しながら、あらゆる年代の市民が学び、いきいきと社会参加できる場や機会の提供を行っています。また、スポーツ推進計画（平成26年（2014年））を策定し、市民の健康の保持・増進等を目的とした運動を促しています。

市民の意識	平成29年度
生きがいをもって心豊かに暮らしていると感じている市民の割合	〇〇%

施策の方向性

- ◆生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます。

主な取組み

○学びの支援と学習機会の充実

生涯を通して学ぶことができるよう、必要な資料や情報の提供を行います。また、市民や高校、大学、関係機関等との協働・連携をさらに進めるなどにより、多様な学習機会の充実を図ります。

○地域における学習活動等の推進

学びの成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取組みに活かすための場や機会づくりを進めます。また、地域における自主的な学習や社会教育等の活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと育成、交流の支援を行います。

- ◆生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

主な取組み

○食育の推進

市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるための食育を推進します。

○スポーツの推進

市民の参画と多様な主体との協働により、市民がスポーツできる機会と場の充実を図るとともに、スポーツ施設の利用を促進します。

○高齢者の介護予防の推進

高齢期になっても心身ともに健やかに暮らせるよう、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや地域での取組みを支援します。

○高齢者の社会参加の促進

高齢者が培ってきた経験や能力を活かせるよう、就労・就業の機会を創出するとともに、地域活動などへの参加を促進します。

市民・事業者の主な取組み

- 生涯学習の場や機会の提供
- スポーツの場や機会の提供
- 生涯学習での成果を地域に還元
- 食に関する正しい知識を習得し、健全な食生活の実践
- 地域包括ケアシステムに基づく介護予防の取組み
- 生涯を通じた地域活動への参加
- 高齢者の就労・就業機会の創出

第5章

施策推進に向けた取組み

5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

人と人、人と地域、地域と地域が支え合いながら安心して暮らせる地域コミュニティを形成し、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの役割を意識してまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地域課題が多様化、複雑化するなか、地域のことをよく知る市民・事業者が主体となり、行政と連携しながら課題に取り組むまちづくりが全国的に進められるようになっていきました。

本市においても、教育や福祉、環境、防犯などさまざまな分野で地域活動が展開され、協働による市民自治のまちづくりを進めてきました。今後、こうした「市民力」「地域力」をより一層発揮し、市民自治に基づく市政運営を進展させていくためには、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信、市民参画機会の拡大、協働への理解促進と地域課題の共有・対応など、情報共有・参画・協働のしくみの充実を図っていくことが求められます。さらに、持続的な活動となり、多様な人たちが関われるよう地域コミュニティの活性化を進めていく必要があります。

施策の方向性

◆市政情報の発信・提供・公開を推進します。

主な取組み

○広報機能の充実

市政情報が伝わり共有されるよう、広報誌やホームページを中心としながら、多様な媒体を効果的・効率的に活用します。

◆市民が参画できる機会の充実を図ります。

主な取組み

○市民意識・意見の把握機会の充実

アンケートや意見交換会など、多様な手法により市民意識・意見を把握する機会をもち、その成果が施策の展開へ活かされるよう取り組みます。

○市政への市民参画機会の充実

課題の把握、計画、実施、評価など市政を進めていく各段階において、多様な立場の人が参画しやすい機会づくりを進めます。

◆地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。

主な取組み

○協働事業の充実

協働への理解を深め、地域課題の共有を図りながら、市民・事業者・行政等、多様な主体による協働をより一層推進します。

○市民が主役のまちづくりの推進

多様な分野で市民・事業者が主体的に市民公益活動に取り組み、継続的に展開できるよう支援します。また、活動等の情報発信や交流事業などによる活動間の連携促進を図ります。

◆多様な人たちが関わる地域自治の推進を図ります。

主な取組み

○地域自治組織の設立および活動支援

地域の人をつながりづくりや地域への愛着・地域意識の醸成を促進するとともに、地域自治組織の設立や継続的な地域活動への支援をするなど、地域コミュニティの活性化を進めます。

○地域活動の担い手の発掘・育成支援

地域自治への理解を深め、地域活動へ参加するきっかけづくりとして、情報発信や機会の提供などを進めます。

5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築

効果的・効率的に施策を展開し、都市の価値を高めながら、持続可能な行財政運営基盤の構築を図ります。

現状と課題

地方自治制度の改革や人口減少・少子高齢化など、社会経済環境の変化により、地方自治体においては、地域の特色を活かした創意工夫のもと、限られた資源のなかで、自己決定と自己責任による自治体運営が求められるようになりました。

本市においても、平成24年4月に中核市へ移行するなど、権限の取得による市民サービスの拡充や、地域特性・地域資源を活用したまちづくりを進めてきました。

一方、従来から継続して行財政改革に取り組んできましたが、今後さらなる高齢化の進行などによる社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化への対応など厳しい社会経済情勢が想定されるため、より効果的・効率的な自治体運営による持続可能な行財政運営基盤の構築が求められます。

さらに、都市の価値や魅力をより一層高め、市内外の多くの人々から「住みたい」「住み続けたい」と選ばれる魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

◆公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。

主な取組み

○適正性、公正性、公平性を確保した業務執行

行政不服審査制度や苦情処理制度、監査制度（監査委員監査、包括外部監査など）、庁内コンプライアンスなどの円滑な運用を行います。

○行政評価制度に基づく総合的な施策推進

成果重視の行政評価制度に基づき、職員間で施策や事務事業の目的や課題を共有するとともに、市民への説明責任を果たすことで市民と目的や課題などの情報を共有し、成果と効果を重視した総合的な施策推進を図ります。

○人材育成の推進

時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供するため、職場と人事・給与制度の連携による総合的・計画的な取組みを進め、職員の自己啓発による成長を促進します。

○財政健全化の推進

市有施設の老朽化に伴う施設の更新や社会経済情勢の変動など不測の事態に備えるため、基金への積立等を行うとともに、財務内容の健全化に取り組みます。

○新たな歳入の創出など財源の確保

課税の適正化および市税収納率向上をより一層推進します。また、債権一元化による徴収などの歳入確保や、ふるさと納税などの寄附金収入の拡大など、新たな歳入の創出を図り、財源の確保に取り組みます。

○民間資源の活用

事務事業を常に検証し、民間委託、指定管理制度、貸付、事業の民営化などにより民間資源の活用を進めます。

○効果的・効率的な市民サービスの提供

市民ニーズや社会情勢をふまえながら、行政の仕事のあり方を見直し、限られた資源を有効に活用して、市民サービスの向上に取り組みます。

◆適切な公共施設のマネジメントを進めます。

主な取組み

○施設総量フレーム内での公共施設の適正配置

公共施設の更新や再配置にあたっては、将来にわたって安定して維持できる公共施設総量の枠組みに沿って、施設の設置目的や性質、分布状況、まちづくりの方向性等を勘案しながら、施設の合築等の複合化や多機能化を基本の考え方として適正かつ戦略的な配置を進めます。

◆都市の価値の向上と魅力の発信を進めます。

主な取組み

○魅力創造の推進

本市が「暮らしの舞台」として選ばれるよう、各分野の取組みと連携しながら、地域資源や地域特性を活かした出会いや交流、学びの機会の充実を図ることなどにより、魅力を創造します。

○シティプロモーションの推進

ブランドメッセージ等を活用しながら、魅力の発信を行うことにより、本市への関心を高め、愛着を育みます。

◆多角的な連携に取り組み、質の高い市民サービスを提供します。

主な取組み

○事業者や大学等との連携の促進

よりよい市民サービスを提供するため、事業者や大学等がもっているノウハウやアイデアを積極的に活用します。

○都市間連携の推進

広域的な住民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、近隣市町等との水平的・相互補完的な役割分担による連携を進めます。

3

リーディングプロジェクト

南部地域活性化プロジェクト



1) 南部地域の現状と課題

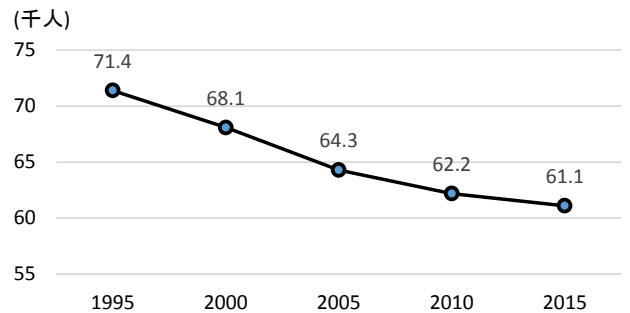
(現状)

南部地域は、名神高速道路以南をエリアとする地域です。高度経済成長の時代には、木造賃貸住宅や小規模戸建住宅などが集中的に建設されました。一方、神崎川沿いの地区や三国塚口線、大阪南池田線の周辺には企業も立地しています。庄内駅周辺には、にぎわいのある商業地のほか、大阪音楽大学や文化ホール、社寺など文化的環境が形成されています。

(課題)

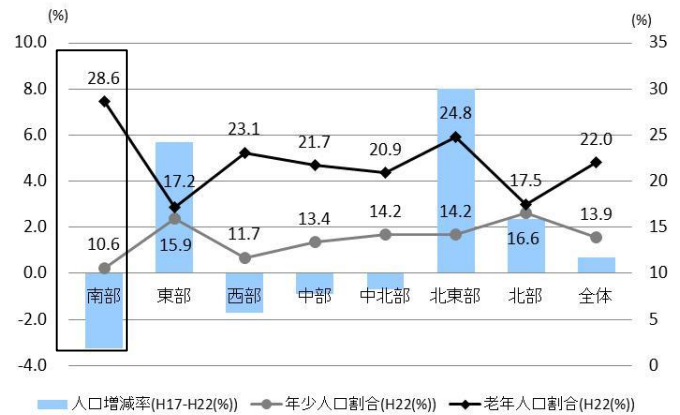
南部地域の人口は、他の地域に比べて減少傾向が顕著となっており、少子化も進んでいます。教育環境では、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒がみられます。住環境では、狭隘な道路をはじめ、年数の経過した長屋住宅や文化住宅などが多く集積しており、防災上の課題となっています。市民意識調査結果では、まちなみに愛着や誇りを感じている人の割合や住み続けたいと思う人の割合が、他の地域に比べて低くなっています。

■南部地域の人口推移



(出典:国勢調査)

■地域別人口増減率・年少人口割合・老年人口割合



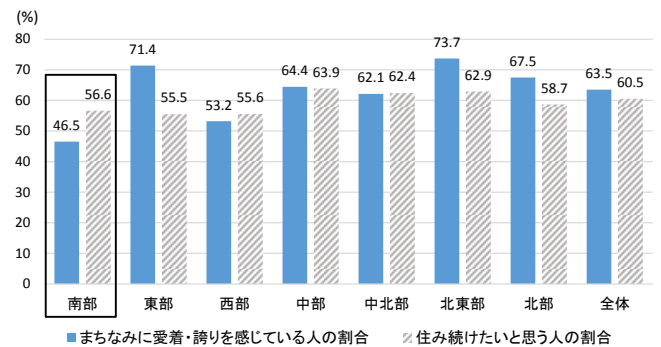
(出典:国勢調査)

2) プロジェクトへの位置付け

南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことが市全体の活性化にも寄与していくことから、リーディングプロジェクトに位置付けるものです。

リーディングプロジェクトの推進にあたっては、多様な主体との連携や民間活力の効果的な活用を図りながら、経営資源を重点的に配分します。

■まちへの愛着を感じている人と住み続けたいと思っている人の割合



(出典:H27 市民意識調査)

3) プロジェクトの方向性と目標

～南部地域から“みらい”を～

南部地域に暮らしたい、訪れたいと思う人を増やし、南部地域に暮らす人々がより一層、愛着と誇りをもてるまちづくりを進めながら、“みらいのとよなか”につながるまちづくりを進めます。

4) 主な取組み

●子どもたちの元気があふれるまちづくり

- * 親子とも不安を抱えこまず、子どもたちが健やかに育まれるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- * 学習・生活課題など様々な課題を解決するため、小中一貫教育を柱とした魅力ある学校づくりを進めます。
- * 子どもたちが多様な関わり合いや体験を通じて、互いを尊重し合える豊かな人間性を育めるよう、学びの機会・生活環境の充実を図ります。

●誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

- * まちの不燃化や耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- * 災害や犯罪などに対する安全対策を高められるよう、地域の防災力・防犯力の向上を図ります。
- * 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

●にぎわいとゆとりのあるまちづくり

- * 地域拠点やにぎわい拠点を形成するため、(仮称)南部コラボセンターの建設など、公共施設の再編を進めます。
- * 地域に暮らす人々や訪れる人々が快適さやゆとりを感じられるよう、良好な都市景観の形成を図ります。
- * 事業所の操業環境を整え、産業振興を図ります。
- * 南部地域固有の資源や大都市に隣接する立地特性を活かしながら、まちの魅力向上を図ります。



参考 1

平成 29 年(2017 年)1 月 31 日

豊中市長

浅利 敬一郎 様

豊中市総合計画審議会

会長 加藤 晃規

第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成 28 年(2016 年)9 月 20 日に本審議会に諮問された、第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）について、審議結果を別紙のとおり答申します。

**第4次豊中市総合計画
基本構想(素案)について**

(答 申)

平成 29 年(2017 年)1 月

豊中市総合計画審議会

目次

I. 答申にあたって	1
II. 第4次豊中市総合計画基本構想（素案）への意見	2
III. 審議経過・審議会委員	4

<参考資料>

- 第4次豊中市総合計画基本構想（素案）

Ⅰ. 答申にあたって

豊中市は、昭和44年（1969年）に、市として初めてとなる総合計画を策定して以来、市民ニーズや時代の変化に対応した総合計画を策定しながら、まちづくりを進めてきました。その結果、豊中市は、北摂都市の中でも良好な住宅都市としての価値を築き、多くの市民に愛されるまちへと発展してきました。

現在、豊中市は、平成32年度（2020年度）を目標年度とする「第3次豊中市総合計画」を進めている一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化への対応など、行政課題が複雑多様化してきています。また、グローバル化や情報技術の進展等により、社会環境の変化もこれまで以上に速くなってきています。

豊中市では、こうした課題に対応していくために、「第3次豊中市総合計画」の見直しを進めており、この度、平成28年（2016年）9月20日付で、浅利市長から当審議会に対し、基本構想（素案）についての諮問がなされました。

当審議会では、限られた時間のもと、基本構想の根幹となる「まちの将来像」と「施策大綱」について、集中的かつ精力的に審議を行いました。

審議においては、豊中市の現状や課題をいかに市民や事業者の方と共有していくのか、まちの将来像として掲げる趣旨をどのように定義づけしていくのかに主眼を置きながら意見を取りまとめました。

基本構想の策定にあたっては、当審議会の意見を十分に踏まえ検討していただくことをお願いするものであります。

平成29年（2017年）1月31日

豊中市総合計画審議会

会長 加藤 晃規

II. 第4次豊中市総合計画基本構想(素案)への意見

当審議会は、豊中市が進める新しい総合計画の策定に向け、「子育て・子育て、教育環境の充実」、「安全・安心の確保」、「都市の活力と快適性の向上」、「健康な暮らしと活躍できる社会の構築」、「持続可能な市政運営の推進」の課題や社会環境の変化に対応できる基本構想となるよう、調査審議を行いました。

社会環境の変化がこれまで以上に早くなっている中、基本構想(素案)では、計画期間の見直しや、想定する将来人口の位置付けを基本構想から基本計画に変更するなど、工夫がなされています。

成案化にあたっては、これまでの総合計画の過程を踏まえた豊中市らしい将来像が描かれているか、より市民・事業者と課題を共有し、共に進める内容となっているか、という視点で審議しました。

審議結果を以下のとおりとりまとめ、意見として申し述べます。

◆豊中市の課題について(第3章関連)

1	過去10年の財政状況の変化と今後10年を見据えて、課題を設定する必要がある。
---	--

◆まちの将来像について(第4章関連)

1	「(案1) 未来創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」は、成長路線的な意味合いを含んでおり、これまでの各総合計画の方向性を考えると、当案が望ましい。
2	まちの将来像を「未来創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」にするならば、次の点を明確にし、分かりやすく示す必要がある。 ①課題や豊中らしさを踏まえた創造都市の姿を示す必要がある。 ②創造都市になることで、豊中市がどう変化するのか示す必要がある。
3	創造都市をめざしていくには、市民や企業など多様な主体の協働によるまちづくりを進める必要がある。

◆施策大綱について（第5章関連）

1	市の様々な課題、特に厳しくなると想定される財政状況の課題を、市民の方と共有して、取組みを進める必要がある。
2	「選択と集中」による戦略的・戦術的な取組みで、多くの人に豊中を選んでもらう必要がある。
3	子どもから高齢者まで、全ての人がまちづくりの主体として活躍できるような施策展開が必要である。
4	市単独ではなく、多様な主体の力を活用して施策を推進することを考える必要がある。
5	北摂地域全体で協働した取組みも必要である。また、大阪国際空港があることを活かし、大きな視点で広域連携を考えることも必要である。

Ⅲ. 審議経過・審議会委員

◆ 審議経過

回	開催日程	内容
第1回	平成28年(2016年) 9月20日(火)	第4次総合計画基本構想(素案)の諮問 ・第4次総合計画基本構想(素案)について
第2回	10月4日(火)	・第4次総合計画基本構想(素案)について
第3回	11月22日(火)	・第4次総合計画基本構想(素案)の修正について ・答申案について

◆ 審議会委員

会長◎・職務代理者○ (区分順・敬称略)

	区分	所属等	名前
1	学識経験者	関西学院大学 名誉教授	◎ 加藤 晃規
2		関西大学文学部教育文化専修 教授	○ 赤尾 勝己
3		大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授	赤井 伸郎
4		豊中商工会議所 名誉会頭	國貞 眞司
5		大阪大学大学院人間科学研究科 教授	斉藤 弥生
6		関西学院大学総合政策学部 准教授	宗前 清貞
7	公募市民		大澤 嘉騎
8			廣瀬 淳
9			廣瀬 史朗

参考

第4次豊中市総合計画基本構想 (素案)

目 次

第1章 策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成と期間	2
1) 構成	3
2) 計画期間	3
3. 分野別計画との関係	4
第2章 豊中市のあゆみと社会環境の変化	5
1. 豊中市のあゆみ	5
1) 市制施行と市街化の進行	5
2) 総合計画と都市宣言	5
3) 豊中市の特性	7
2. 社会環境の変化	8
3. 市民・事業者が思うまちの姿	16
第3章 豊中市の課題	18
第4章 まちの将来像	22
第5章 施策大綱	24
1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方	25
2. 施策体系	26
3. 施策推進に向けた取組み	28

第1章 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年度（2007年度）施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。本市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度）」のもと、市民、事業者、行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路等の整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、第3次豊中市総合計画の目標年度を前倒して「第4次豊中市総合計画」を策定するものです。

●豊中市自治基本条例第14条第1項

市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

1) 構成

基本構想

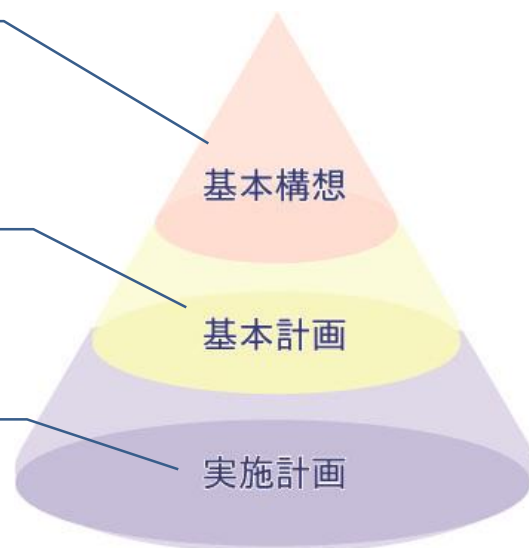
これまでのあゆみや現況課題を整理し、「まちの将来像」と将来像を実現するための「施策の大綱」を示すものです。

基本計画

まちの将来像の実現に向けて、重点的に進める施策や体系別の施策を明らかにするものです。

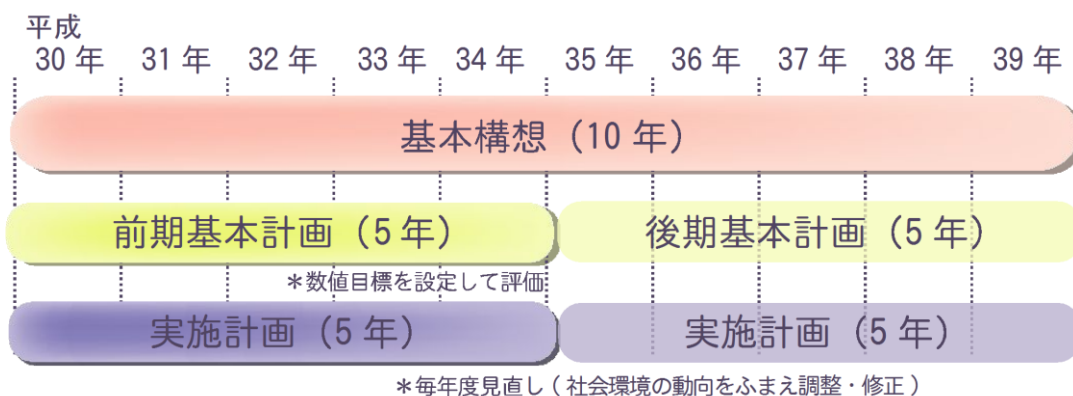
実施計画

基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を明らかにするものです。



2) 計画期間

- 基本構想 : 10年※（平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度））
※時代の変化に柔軟に対応できるように計画期間を10年間としています。
- 基本計画 : 前期5年（平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））
後期5年（平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度））
- 実施計画 : 前期5年（平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））
後期5年（平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度））
※毎年度更新します。



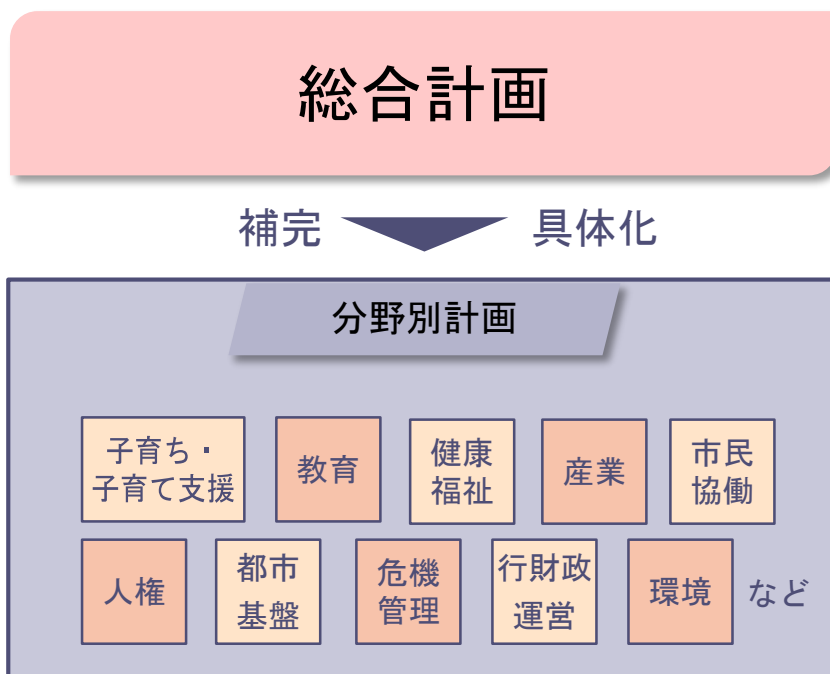
3. 分野別計画との関係

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくための分野別計画を策定しています。

この分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域、期間、性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。

●豊中市自治基本条例第14条第2項

市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。



第2章 豊中市のあゆみと 社会環境の変化

1. 豊中市のあゆみ

1) 市制施行と市街化の進行

明治43年（1910年）に開設された箕面有馬電気軌道（現阪急宝塚線）沿線に、電鉄資本等による郊外住宅地の開発がすすめられたことなどにより、本市は、大阪都市圏内の近郊都市の中でも早くから住宅市街地の形成が進み、戦前には優良な郊外住宅地となりました。

昭和11年（1936年）10月、豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市となりました。その後、2度の合併を経て、昭和30年（1955年）に豊能郡庄内町を編入し、現市域となりました。大阪市に近い地の利と起伏に富んだ丘陵地帯は、早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれ、人口は急激に増えました。

人口急増に合わせて、住宅の建設や学校・道路・上下水道等の都市施設の整備が行われました。さらに、現市域となつてからは、「千里ニュータウン」の開発、千里丘陵での「日本万国博覧会」の開催による北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路、阪神高速道路、新御堂筋、府道大阪中央環状線等の開通にともない急速に市街化が進行しました。

2) 総合計画と都市宣言

(1) 総合計画

■豊中市総合計画（昭和44年（1969年））

当時、本市は、大阪市の外縁都市として飛躍的な発展を遂げていましたが、都市行政の複雑多様化と都市のスプロール化^{*}に対処するため、長期的な視野に立った総合計画の策定が必要となっていました。そこで、「豊能3市総合計画」（昭和43年（1968年）9月策定）を基本構想とした市独自のまちづくり計画となる「豊中市総合計画」を昭和44年（1969年）に策定しました。本計画は、社会経済の発展に伴い、均衡のとれた都市としての発展を保ちつつ、豊能地方での本市の都市的役割を明らかにして、地域社会の住民の福祉向上と住みよい地域社会の建設、積極的な生活環境の整備、次代の担い手である青少年の教育と健全な育成、文化の振興、健康の増進など、市民生活の向上を目的としたものでありました。

■豊中市総合計画（昭和54年（1979年））

日本経済が安定成長期に移行し、市の人口の増加や市街地の拡大が沈静化するなど、まちづくりの諸条件が大きく変化したことから、時代背景をとらえた新たな都市発展の方向性を示す計画として、新たに「豊中市総合計画」を昭和54年（1979年）に策定しました。

この計画は、本市が充実期にさしかかった段階における計画ともいうべきもので、「みんなでとりくむ緑の郷土づくり」をスローガンとし、豊中市民のふるさととなるまちをつくっていくことを目標に、急速な市街化に伴う諸問題の解決と、都市基盤の充実、緑化の推進、社会福祉や教育の充実等を中心とした施策を展開しました。

■新豊中市総合計画（昭和 61 年（1986 年））

急速な高齢化の進行や女性の社会参加の促進などをはじめ、都市構造や土地利用の変化、市民のまちづくりへの関心の高まり、市民ニーズの多様化など、さまざまな面で変化がみられるようになりしました。こうした変化に対応するため、「緑豊かな生活文化創造都市、豊中—うるおいのある快適な都市づくりを目指して—」を将来像に掲げた「新豊中市総合計画」を昭和 61 年（1986 年）に策定しました。都市機能の整備水準を一層高めていくとともに、市民の心の豊かさを満たすことを目的に、「平和で平等な社会づくり」をはじめとする 7 つの施策を展開しました。

その間、社会経済環境は、バブル経済の崩壊や阪神・淡路大震災の発生などにより大きく変化し、ゆとりやうるおい、心の豊かさに対する人々の志向、新たなコミュニティ意識やまちづくりへの参加意識などが高まってきました。また、地方分権の流れのなかで地域の果たす役割も変化してきました。

■第 3 次豊中市総合計画（平成 13 年（2001 年））

少子高齢化の進行や環境問題への新たな展開、情報化・国際化・グローバル化[※]の進展など、本市を取り巻く社会環境が多様化するなか、新豊中市総合計画が目標年次を迎えるにあたり、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とした「第 3 次豊中市総合計画」を平成 13 年度（2001 年度）に策定しました。一人ひとりの人権を尊重するという考え方を根幹とし、市民・事業者・行政がよりよいパートナーシップ[※]を形成した協働でのまちづくりの推進を基本姿勢として、「人と文化を育む創造性あふれるまち」「安心してすこやかな生活のできるまち」「活力あふれる個性的・自律的なまち」「環境と調和し共生するまち」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、本市は、平成 13 年（2001 年）に特例市に移行し、平成 24 年（2012 年）には、市民サービスのさらなる向上や地域の保健衛生の推進など、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うために、中核市に移行しました。

（2）都市宣言

■安全都市宣言（昭和 36 年（1961 年）10 月 15 日）

産業経済の高度な成長に伴い生活文化の向上は飛躍的である。わが豊中市は市制施行以来 25 周年、大都市大阪に隣接する住宅、文化教育都市としての特異性もいよいよ顕著となり、市勢も驚異的な発展を遂げつつある。反面、これに伴う産業災害、交通事故、火災等の発生は真に寒心にたえないところである。われわれの日常生活におけるこのような災害防止の措置は、それぞれの分野において積極的に講ぜられているところであるが、なおあらゆる災害をより効果的に、より強力に防止するため、豊中市各層打って一丸とする全市民運動を強力に展開し安全意識の高揚を図り「国民安全の日」制定の主旨に則り、産業、労働、交通、消防、教育、文化、福祉、保健、衛生、婦人団体各組織の有機的連携をはかり、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、より健康で明るい住みよい文化都市建設を目指して、ここに豊中市を「安全都市」とする。

■平和都市宣言（昭和 40 年（1965 年）2 月 5 日）

わが豊中市は世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。

■非核平和都市宣言（昭和 58 年（1983 年）10 月 15 日）

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意と共に、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

■人権擁護都市宣言（昭和 59 年（1984 年）3 月 28 日）

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

■青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日）

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して、「青少年健全育成都市」を宣言します。

■自治体環境宣言（平成 5 年（1993 年）10 月 4 日）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住む物に調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証しとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言する。

3) 豊中市の特性

これまでのあゆみの中で培われてきた本市の特性は次のとおりです。

- 教育・文化に対する市民の高い関心
- 良好な住環境
- 優れた交通利便性
- 活発・多様な市民活動

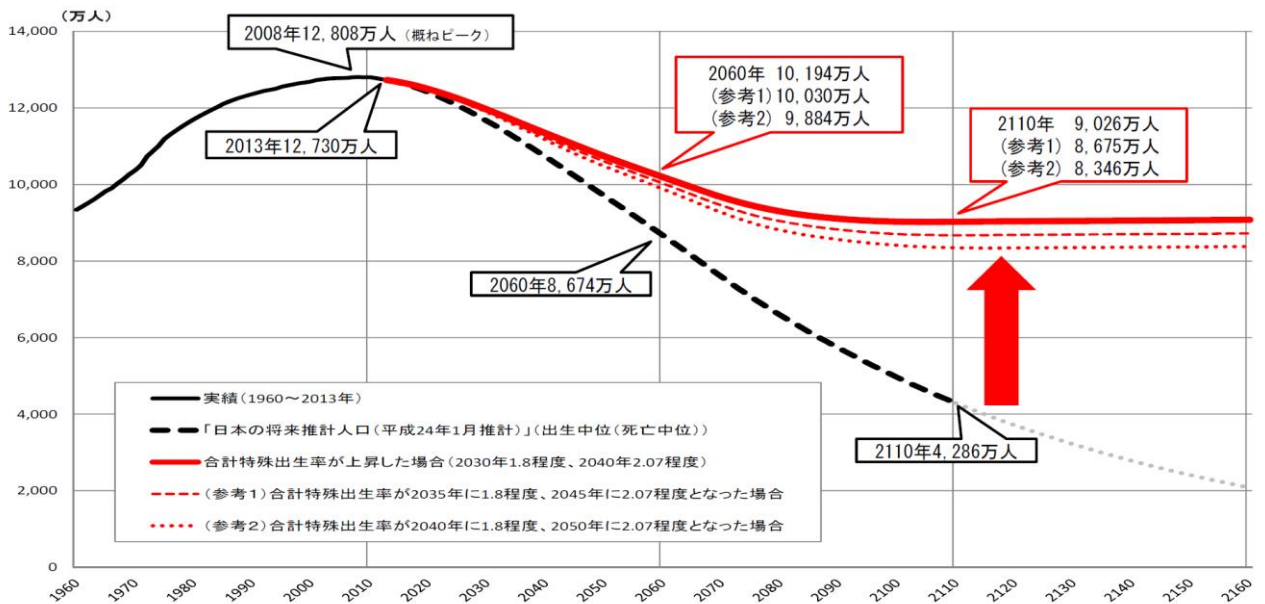
2. 社会環境の変化

①人口減少・少子高齢化の進行

人口減少時代を迎え、国は、平成26年（2014年）に「人口減少の歯止め」「東京圏への人口の過度な集中の是正」を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法に基づく長期ビジョンでは、現状のまま推移すると、日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに2048年には1億人を割って9,913万人になると予想しています。そのため、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することをめざすべき方向性とし、さまざまな対策を講じることで、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標としています。

また、2035年には、65歳以上の高齢者が、現在の4人に1人から3人に1人になると予想されており、少子高齢化に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現による出生率の向上や、国民一人ひとり誰もが、家庭で、職場で、地域で、活躍する場所があり、将来の夢や希望に向けて取り組む社会の実現をめざすこととしています。

■日本の総人口



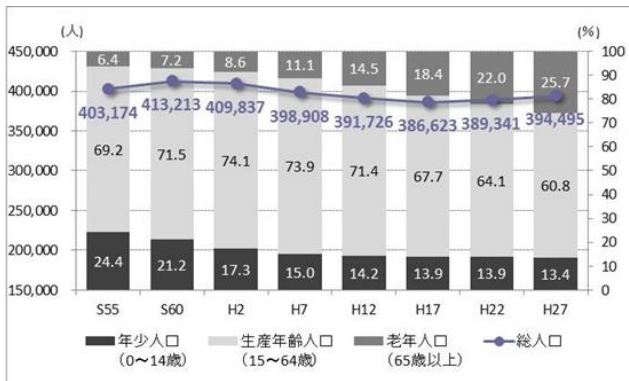
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

出典：国の長期ビジョン

豊中市の現況

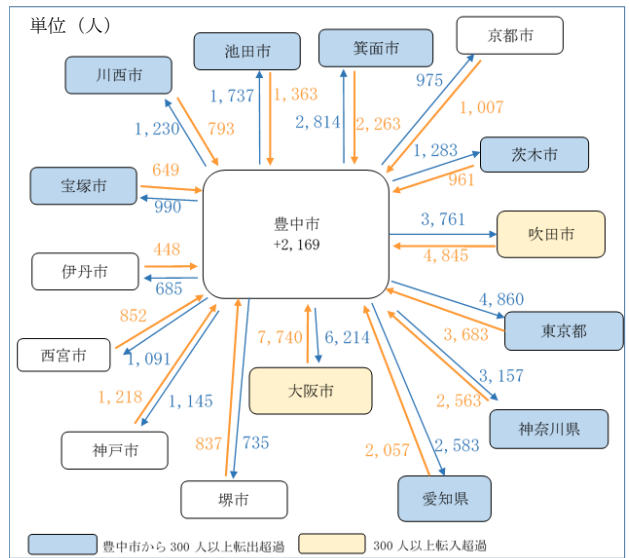
- 人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）を起点に増加傾向へと転じており、平成 27 年（2015 年）で 394,495 人となっています。
- 老年人口（65 歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。
- 歳出では、高齢化や子ども・子育て支援の充実等に伴い、扶助費*等の社会保障関係経費が増大しています。
- 人口減少・少子高齢化の影響に関して、
 - ・転入・転出の状況は、全体的では転入超過ですが、東京都、神奈川県など関東圏への転出超過が顕著となっています。
 - ・住宅数は、世帯数の増加を超えて年々増加しており、これに伴い空き家も増加しています。

■人口の推移



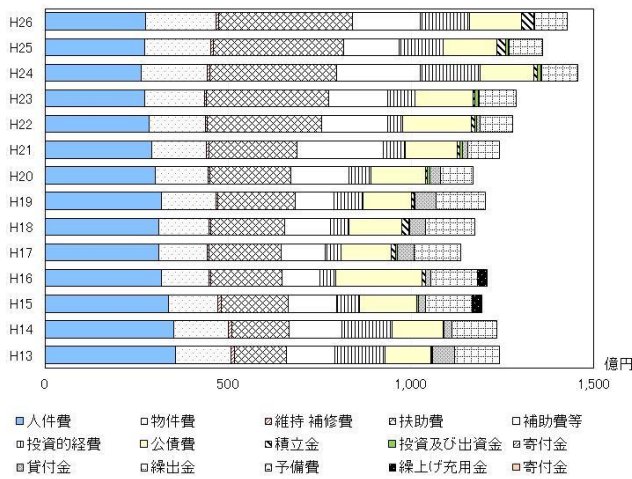
出典：各年国勢調査（H27 は抽出速報値による）

■転入・転出の状況（平成 17 年～22 年）



出典：平成 22 年国勢調査

■一般会計・歳出決算内訳の推移（経年変化）



出典：担当課調査

■住宅数の推移



出典：豊中市住宅ストック*基礎調査報告書（平成 26 年 3 月）

②社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者人口の増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT*技術の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

また、グローバル化*の進展等を背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、環境変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになってきています。さらに、世界主要国の財政危機などの世界情勢の変化や、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）*の大筋合意（平成27年（2015年））による新たな経済的枠組み創出に向けた動きなどが、本市の産業等に経済的影響を及ぼすと考えられます。

雇用情勢においては、安定した雇用環境の確保や若年層の定職化とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進などが課題となっています。

豊中市の現況

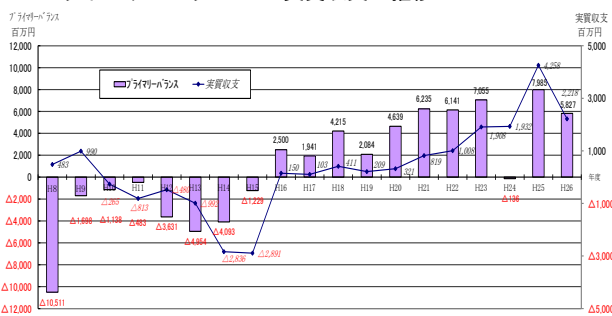
○行財政改革については、平成10年度（1998年度）に「行財政改革大綱」を策定し、本格的に取り組みを始めました。平成11年（1999年）には財政非常事態を宣言せざるを得ない状況に至りましたが、継続した行財政改革の取り組みを進めてきた結果、平成25年（2013年）3月に非常事態を脱するなど、着実に成果をあげてきました。

○北大阪急行電鉄の箕面市方面への延伸、新名神高速道路の建設、大阪モノレールの東大阪市方面への延伸、大阪国際空港の活性化、国立循環器病研究センターの移転建替など、本市および周辺都市における交通インフラの整備や大規模開発等が進んでいます。

○事業所数・従業員数ともに減少傾向ですが、教育・学校支援、医療・福祉分野においては増加しています。

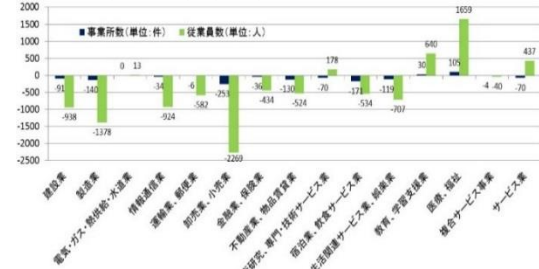
○就業率全体は減少傾向にある一方、女性就業率は増加傾向にあります。

■プライマリーバランス*・実質収支の推移



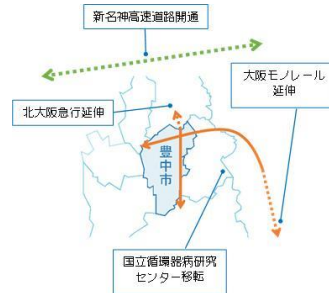
*各年度とも決算ベースの数値
プライマリーバランスは一般会計、元金ベース（NIT債を除く）

■事業所数・従業員数の増減 (H24 - H21)



出典：平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス

■豊中市周辺の動き



■就業率の推移



出典：H22 国勢調査

③住宅・公共施設の老朽化

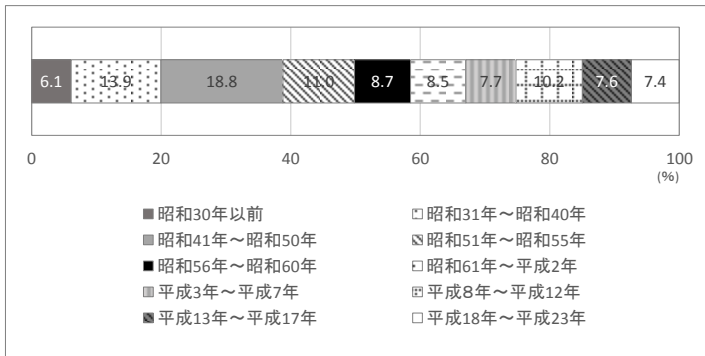
高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅や商業施設、道路・上下水道等を含む公共施設が、全国で今後一斉に更新時期を迎えます。

本市は大阪都市圏でも早い時期から市街化が進み、住宅や都市基盤[※]等の整備が行われ、豊かな生活環境が形成されてきましたが、今後の人口減少・少子高齢化とともに、新たな時代のニーズを見据え、今後どのようにして維持・更新を進めるかが大きな課題となっています。

豊中市の現況

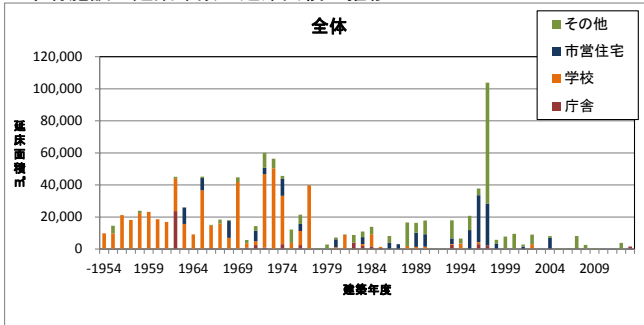
- 建物の建築時期別の割合をみると、新耐震基準（昭和56年（1981年））の導入以前に建てられた建物が全体の約50%を占めています。
- 1960年代から70年代に公共施設が集中して建設されています。

■建物建築時期別割合



出典：H24 建物用途別床面積調査

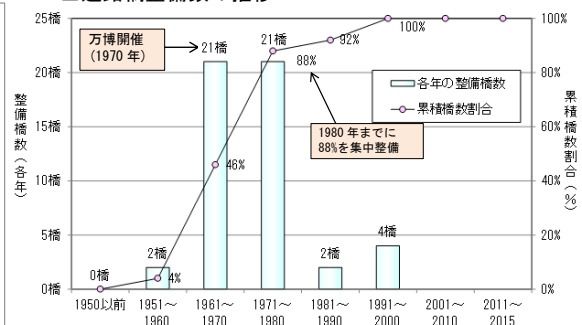
■市有施設の建築年数と延床面積の推移



※1990年代後半の大きなピークは市立豊中病院の建設（1997年度）と阪神淡路大震災発生による市営住宅の借上げによるものです。

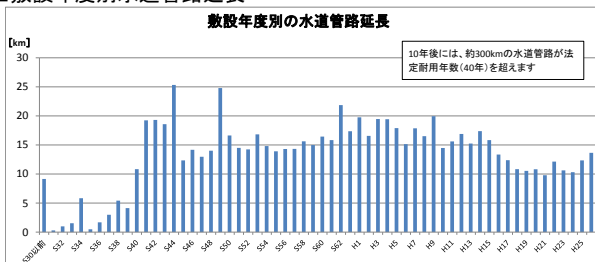
出典：豊中市における市有施設の戦略的配置について

■道路橋整備数の推移



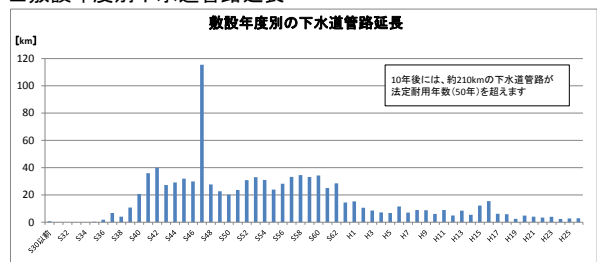
出典：担当課調査

■敷設年度別水道管路延長



出典：担当課調査

■敷設年度別下水道管路延長



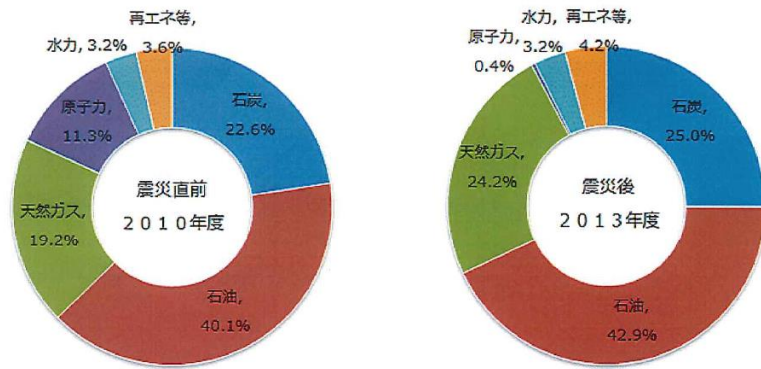
出典：担当課調査

④地球環境問題への対応

国は、平成 26 年（2014 年）4 月に「第 4 次エネルギー基本計画」を策定し、東日本大震災（平成 23 年（2011 年））の発生および東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた新たなエネルギー政策の方向性を示しました。また、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）においては、2020 年以降の地球温暖化※対策の世界的枠組み（パリ協定）が採択されたことをうけ、地球温暖化※や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガス※の新たな削減目標（2013 年度比で 2030 年度に 26%減、2050 年度に 80%減）を掲げています。また、都市の「みどり」に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標（愛知目標）が示されています。さらに、最近では、微小粒子状物質（PM2.5）の健康への影響も懸念されています。

このような中、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化などを通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの活用などによる低炭素社会※の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■一次エネルギー※供給構造の推移（東日本大震災前後）



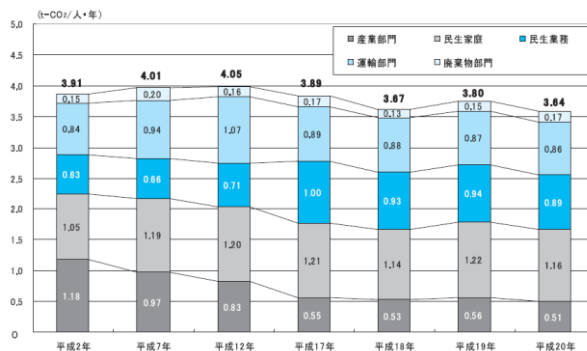
出典：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

豊中市の現況

○市民一人あたりの CO₂ 排出量は、平成 12 年（2000 年）から減少傾向にあります。

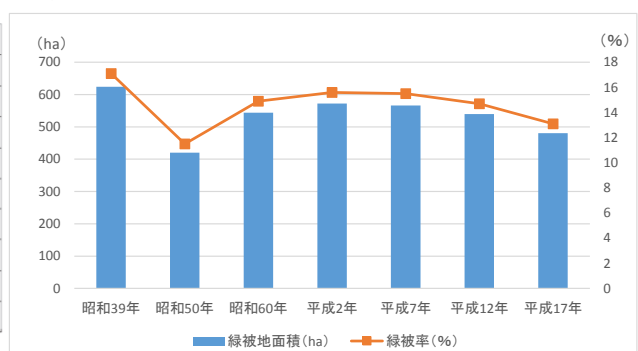
○緑被率（樹林・樹木が市域に占める割合）は、昭和 39 年度（1964 年度）以降、千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、植樹などにより一旦増加傾向となったものの、開発等により再度減少傾向に転じています。

■市民一人あたりの CO₂ 排出量



出典：豊中市第 2 次環境基本計画

■緑被率の推移



出典：豊中市第 2 次環境基本計画

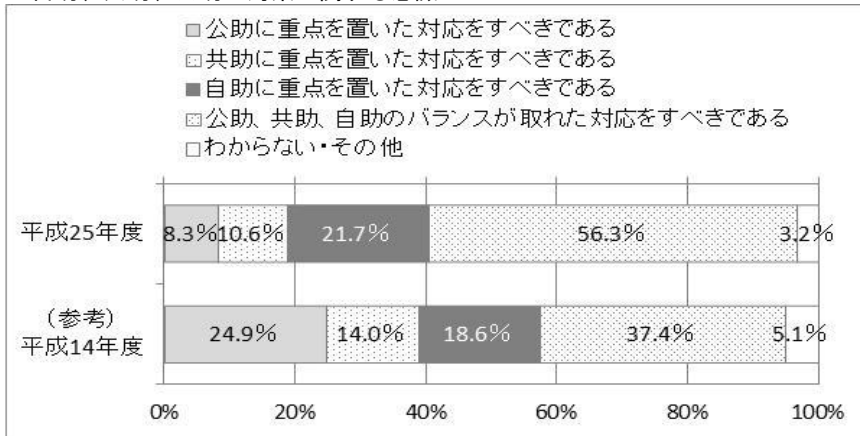
⑤防災・防犯意識の高まり

近年、地震や水害などの自然災害が頻発しており、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模地震の発生が予想されています。国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年（2013 年）制定）に基づく「国土強靱化基本計画」を平成 26 年（2014 年）に策定し、対策を進めています。

また、交通事故や振り込め詐欺、ストーカー、連れ去りなど、子ども、高齢者、女性などが巻き込まれる事故、犯罪などへの不安感から、自助・共助・公助のバランスの取れた対応を求める傾向が顕著になっています。

一方、グローバル化*の進展により、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の新たな感染症の流行が懸念されています。また、テロやサイバー攻撃**等への対応も必要となっており、国際的な危機管理体制の整備が求められています。

■自助、共助、公助の対策に関する意識



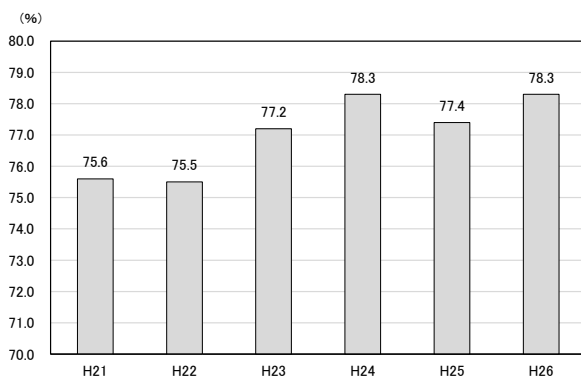
出典：防災に関する世論調査（2014年、内閣府）、平成26年防災白書参照

豊中市の現況

○自主防災組織の組織率は、概ね向上しており、市民の防災に対する意識は高まっています。
 （※平成 25 年度（2013 年度）に若干低下しているのは、組織の統合（自治会組織の活動⇒小学校区単位の活動）があったためです。）

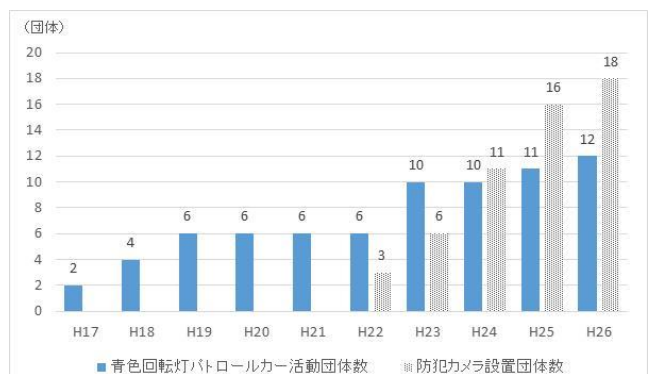
○防犯カメラ設置団体数及び青色回転灯パトロール活動*の団体数はともに増加しており、地域での防犯活動が促進されています。

■自主防災組織の組織率



出典：担当課調査

■防犯カメラ設置団体数、青色回転灯パトロール活動団体数の推移



出典：担当課調査

⑥コミュニティの変容

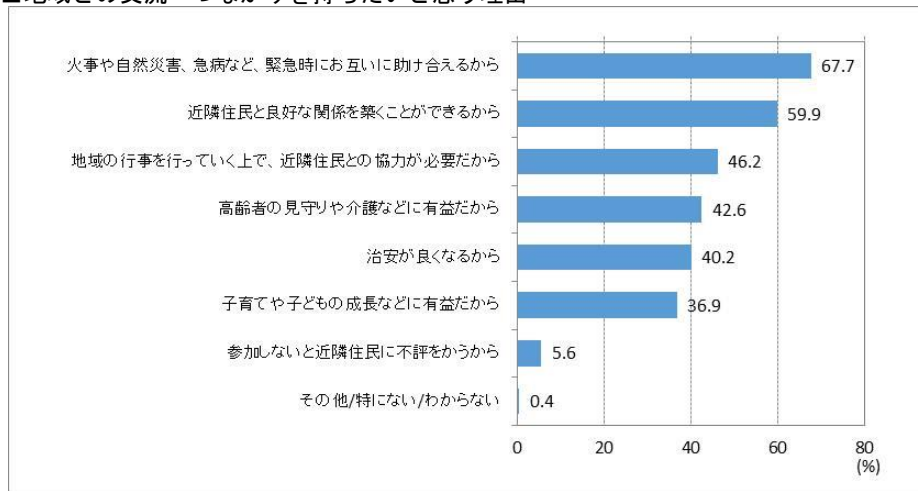
核家族や単独世帯の増加をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内や地域社会で担ってきた子育て、介護の形態も多様化しています。

また、地域への愛着や帰属意識の低下、従来のコミュニティ活動を志向しない世帯の増加など、担い手不足などによる地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

一方、災害時における地域コミュニティの重要性が再認識され、地域のつながりの再生等、地域力の向上が求められています。

また、特定非営利活動促進法が平成 10 年（1998 年）に施行されて以降、特定の目的をもった社会貢献活動に取り組むテーマ型のコミュニティ活動を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）数は増加しています。さらに、住民によるスポーツ・趣味などの自発的なコミュニティ活動、民間主体の社会貢献活動なども活発化しています。

■地域との交流・つながりを持ちたいと思う理由



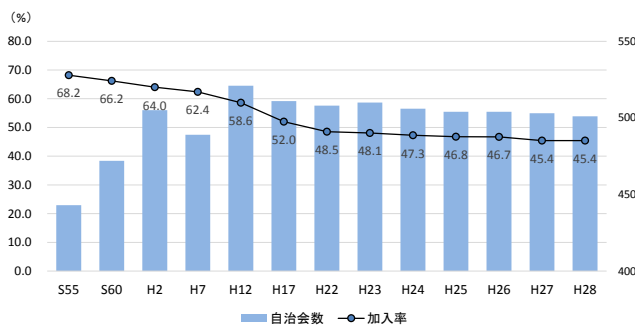
出典：住生活に関する世論調査（2015 年、内閣府）より作成

豊中市の現況

○自治会の加入率および自治会数は減少傾向にあります。

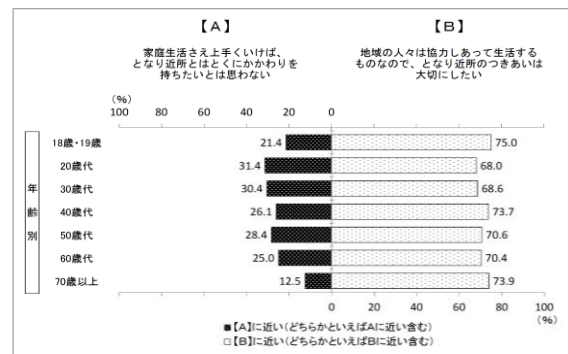
○20 歳代、30 歳代の若い世代は、他の世代に比べると、ご近所との関わりや地域コミュニティをあまり意識しない人が多い傾向にあります。

■自治会加入率・自治会数の推移



出典：担当課調査

■となり近所とのつきあいに関する意識



出典：市民意識調査報告書より作成

⑦地方分権の進展と広域連携

「地方分権一括法」(平成12年(2000年)施行)等に基づく地方分権の進展により、行財政運営の自由度は高まり、地方自治体は、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断と責任により展開することができるようになりました。基礎自治体は、自立性を確保しながら、それぞれの魅力や活力を創生する取組みを展開するため、限られた資源を活かして施策の重点化を図りつつ、より一層、創意工夫することが求められています。

また、高齢化や公共施設の老朽化対策等により行政コストの増大が想定される一方で、限られた資源の中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的に提供するためには、これまでのような基礎自治体が単独で行政区域におけるすべての市民サービスを提供するのではなく、自治体間の連携協力をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めながら、各市町村の有する資源を有効に活用する行政運営が必要となっています。

豊中市の現況

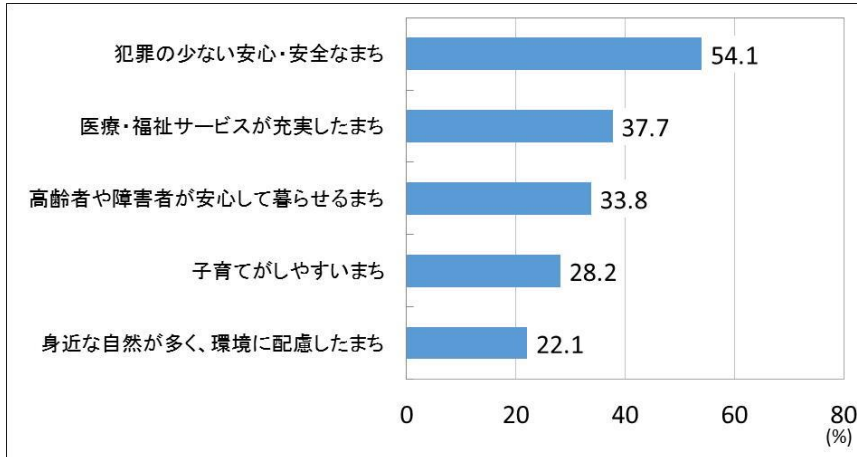
- 平成13年(2001年) ・ 特例市へ移行
- 平成18年(2006年) ・ 地方自治法改正(中核市の面積要件の廃止)
- 平成23年(2011年) ・ 第1次一括法の公布による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- 平成24年(2012年) ・ 中核市へ移行
 - ・ 豊能地区3市2町における教職員人事権の移譲
 - ・ 豊能地区での図書館の広域利用の試行実施(平成27年(2015年)本格実施)
- 平成25年(2013年) ・ パスポートセンターの設置
(大阪府から旅券発給事務のうち、一部の事務処理について権限移譲)
- 平成26年(2014年) ・ 提案募集方式[※]の開始
 - ・ 地方自治法改正(中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携など)
- 平成27年(2015年) ・ 池田市と消防指令業務の共同運用開始
 - ・ 能勢町の消防事務の受託

3. 市民・事業者が思うまちの姿

総合計画の検討にあたり実施した「まちづくりのための市民意識調査」をはじめ、「市民ワークショップ」「市民フォーラム」「市内の小学生からの作文」「事業所アンケート・ヒアリング」から見えた市民・事業者が思うまちの姿は次のとおりです。

まちづくりのための市民意識調査

■豊中市に期待するまちづくり [上位5項目]



まちづくりのための市民意識調査…市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に、市在住満 18 歳以上の男女 8000 人を対象に実施。調査期間：平成 27 年 8 月 6 日～8 月 25 日。

市民ワークショップ

■まちの将来像につながるキーワード

- ・子どもが住みやすい
- ・高齢者にとっても住みよい、孤独を感じず豊かに暮らせる
- ・みんなが健康に暮らせる
- ・豊かな人が育つ
- ・みんなが働きやすい
- ・相互が理解し合える
- ・みんながつながる
- ・すべての世代の人が笑顔で過ごせる
- ・希望、期待、意欲がもてる
- ・緑が美しい
- ・安全に暮らせる
- ・資源が有効に活用される
- ・豊中を選んで暮らす
- ・住みたい、住み続けたい 等

ワークショップにおける まちの将来像案

- ～住人十色 40 万人豊中色～
人とともに歩むまち
- 明日が楽しみなまち
～つながる市民 活きる豊中～

市民ワークショップ…市内在住・在勤の方に参加いただき、ファシリテーターを中心に意見交換や作業を行いながら、10 年後の豊中の将来像や都市像を作成。平成 27 年 10 月から平成 28 年 1 月まで計 6 回開催。

小学生からの作文

■「こんなまちがいいな」(作文にみられるキーワード ※記述の多かった順)

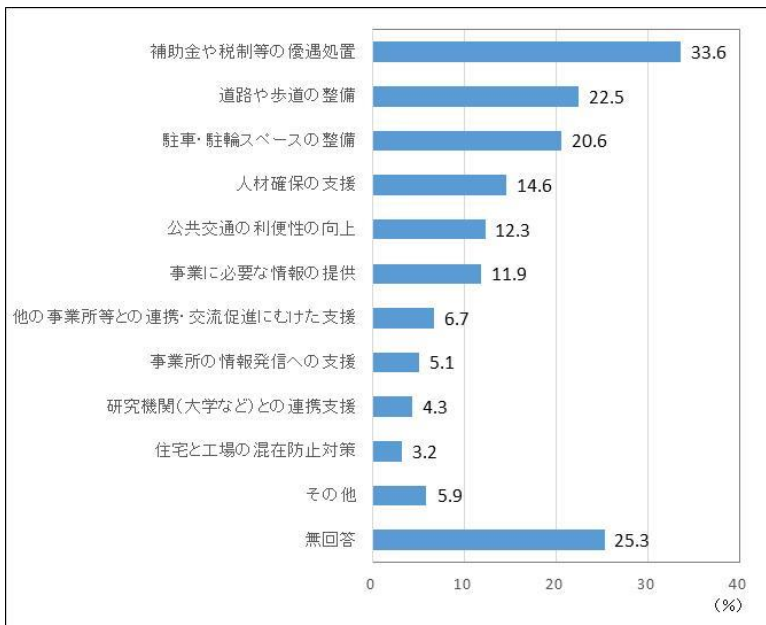
- ・ 平和なまち
- ・ 安全に暮らせるまち・安心して暮らせるまち
- ・ きれいなまち
- ・ 自然豊かなまち・自然がいっぱい
- ・ 誰にでもやさしい、みんながやさしい
- ・ 住みやすいまち
- ・ 今のままの豊中、豊中のまちが好き、住み続けたい
- ・ にぎやかなまち
- ・ 明るいまち・楽しいまち
- ・ 笑顔あふれるまち
- ・ 豊かなまち
- ・ たくさんの人が来るまち
- ・ 住みたいと思われるまち
- ・ 夢を追いかけることのできる環境があるまち

小学生からの作文…市内の小学 4～6 年生を対象に、“10 年後のわたし・ぼくと豊中のまち”について作文を募集。市内 37 小学校から 808 作品が応募。

事業所アンケート・ヒアリング

■事業継続にあたり豊中市に期待すること

(事業所アンケート)



(事業所ヒアリング)

- ・ 商業の進出等にはイメージをつくるのが重要
- ・ ターミナルビル周辺の公有地の開発を期待している
- ・ 店舗誘致の可能性のある行政の土地が売りに出ることにはあるが、出店はタイミングが大事
- ・ 空物件等の情報収集と発信が大事
- ・ 行政とコミュニケーションを図れる場・機会をもちたい 等

事業所アンケート…市内事業所 1000 社を対象に、産業立地に関する評価・魅力の把握および課題の抽出を目的に実施。
事業所ヒアリング…産業および住宅の立地に関する評価や企業からの投資を呼び込むための方策を探るために、不動産関係や商業関係の 5 社に聞き取り。

第3章 豊中市の課題

本市の特性をはじめ、社会環境の変化や市民・事業者が思うまちの姿をふまえた本市の課題は次のとおりです。

① 子育て・子育て、教育環境の充実

多様な働き方に対応した保育サービスの充実や保育・教育環境の充実、ワークライフバランス*の実現など、妊娠期から出産、子育てまでの切れめのない支援を進めていくことが必要です。

超高齢社会の中、まちの活力を維持し続けるためには、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが重要です。そのためには、多様な保育サービスの充実など、子育て世代が働きながら安心して産み育てられる環境づくりとワークライフバランス*の実現、そして、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への適切な支援が必要です。

また、子どもたちが本市で育ち、学び、未来を切り拓く力を身につけた大人へと成長できるような教育環境の充実と、お互いの存在を理解し尊重し合って生きていけるように、子どもたち・若者たちの成長を、家庭、地域が協力し合いながら支援していくしくみづくりが必要です。

② 安全・安心の確保

地域団体と連携した地域福祉の向上や防災・防犯活動など、安全・安心なまちづくりを進めていくことが必要です。

市民の安全・安心を確保するため、地域福祉や保健・医療の充実、セーフティネット*の構築、バリアフリー*の推進等の生活環境の向上など、これまでの取組みをより充実・継続していくことが必要です。

また、自然災害や悪質な犯罪、交通事故等の増加に対して、市民の「安全・安心なまち」を望む声は多く、交通安全対策や防災・防犯、危機管理の取組みをより一層充実していくとともに、地域団体との連携による地域における自発的な防災・防犯の活動を支援することが求められます。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしさを育みながら暮らし続けることのできるまちづくりを、総合的かつ重点的に進めていくことが必要です。

③都市の活力と快適性の向上

都市基盤^{*}の整備や文化芸術活動の推進、産業振興などにより都市の活力を高めるとともに、自然共生社会の構築など、環境にやさしく、快適なまちづくりが必要です。

本市は交通の利便性が高く、良好な住環境が形成されており、「住みよいまち」として一定の評価が得られています。

これを維持・向上させていくためには、交通ネットワークのさらなる充実、誰もが快適に移動しやすい道づくり、住宅・商業・工業の土地利用の適切な配置、環境にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり、空き地・空き家の活用促進や既存ストックの有効活用などが必要です。また、住環境の改善や道路・上下水道等の都市基盤^{*}の老朽化に伴う改築・更新、耐震化といった安全・安心への取り組みも課題となっています。

さらに、良好な環境の保全、産業の振興、空港を活かしたまちづくりなど、市民・事業者等とともに活力あるまちづくりを進めることが必要です。

④健康な暮らしと活躍できる社会の構築

誰もがライフステージ^{*}に応じた健康で充実した暮らしを送ることができるような取り組みが必要です。

ライフスタイルが多様化し、団塊の世代が後期高齢者年齢となる、いわゆる 2025 年問題が提起される中、これまで以上に、市民・事業者がともに連携し、支え合いながら暮らしていける地域社会の構築が求められています。特に、高齢者に対しては、これまで培ってきた経験やノウハウを活かしながら活躍できる環境づくりが求められています。また、新しい知識・情報・技術の重要性が増す知識基盤社会では、生涯を通して学ぶことができる機会の創出が必要となっています。

また、子育て、教育、福祉などあらゆる分野における課題の複雑化・多様化やストレス社会における心の健康問題など、包括的な取り組みでの対応が求められています。

さらに、文化・スポーツ環境の充実や市民文化の創造など、健康かつ心豊かに暮らせるまちづくりが必要です。

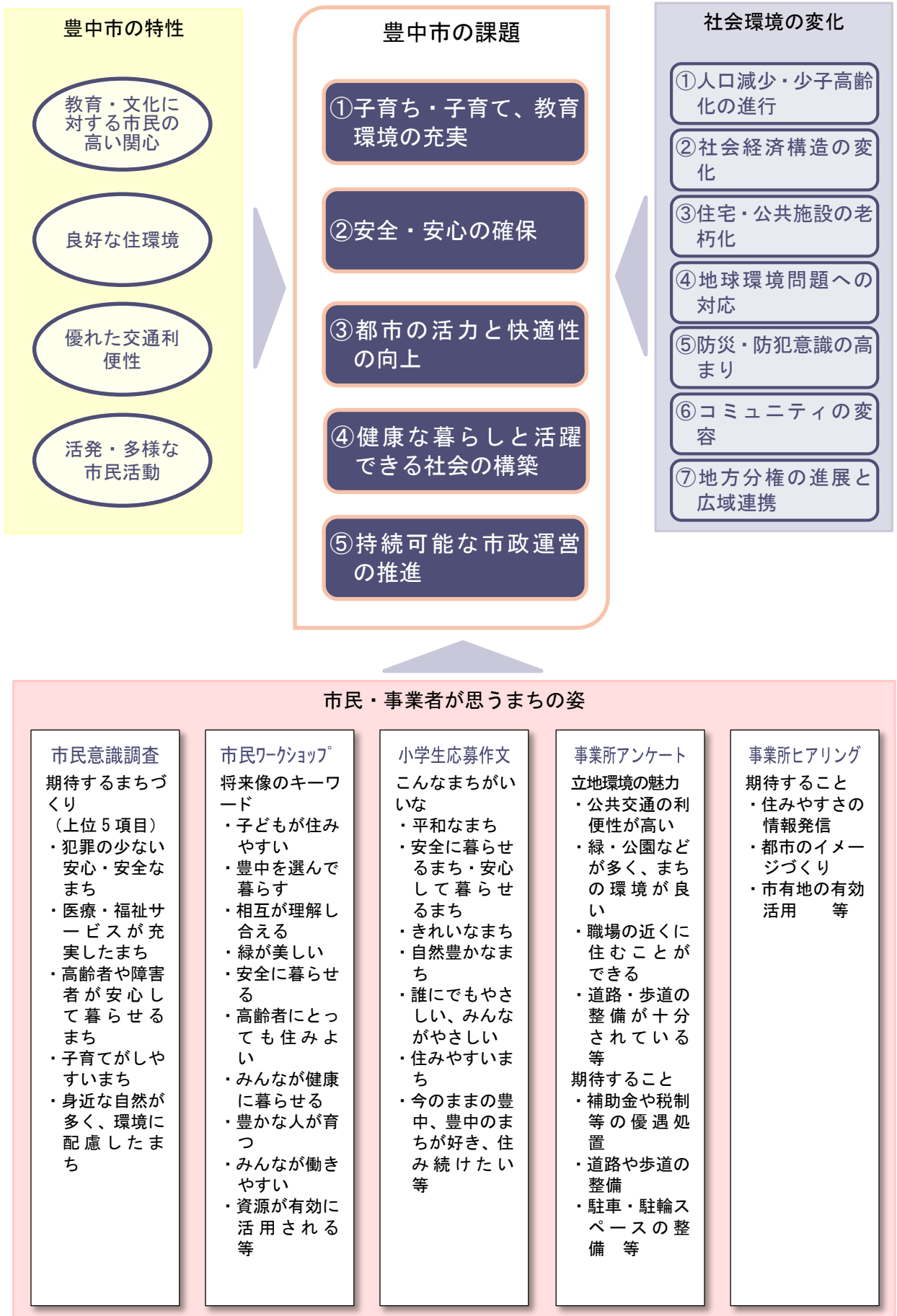
⑤持続可能な市政運営の推進

効率的・効果的な行財政運営と広域連携を進め、持続可能な市政運営を進めていくことが必要です。

今後想定される人口減少による税収の減をはじめ、子育て支援のさらなる充実や高齢化に伴う介護、医療等の行政需要の増大、公共施設等の老朽化対策のための財源確保など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されます。どのような状況下でも安定的に市民サービスを提供していくことが行政の責務であることから、都市の価値の向上による定住促進など、持続可能な行財政運営基盤の構築とともに、効果的・効率的な運営の推進が必要不可欠です。

さらに、限られた資源を有効に活用するため、庁内での横断的な連携促進による組織運営、市民・事業者等との協働での取組みの推進、他の自治体との広域連携を促進していくことが必要です。

課題の整理



第4章 まちの将来像

基本構想の目標年度である平成39年度（2027年度）に実現する“まちの将来像”を次のとおり設定します。

(案1)

みらい創造都市 とよなか
～明日がもっと楽しみなまち～

(案2)

暮らし・夢・育み
～明日がもっと楽しみなまち とよなか～

「まちの将来像」の解説

これまで本市は、それぞれの時代における社会環境の変化や、市民ニーズ等に対応した施策に取り組み、「住宅都市」「教育文化都市」としてのまちの価値を高めてきました。さらに、大都市近郊という好立地と交通の利便性にも恵まれ、多くの方々に住みたいまちとしての高い評価をいただいています。

現在、本市は、少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの多様化やコミュニティの変容、公共施設の老朽化、さらに今後は、人口減少も予想されるなど、私たちの暮らしやまちを取り巻く環境が大きく変化しています。

いかなる社会環境の変化や人口減少社会の中においても、人と人がつながり、安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、すべての人たちが生きがいをもって暮らせるまちは、誰もが願う思いであります。

こうしたまちづくりを時代の転換期である今だからこそ、市民、事業者、行政が共に考え、行動に移していく、そして“未来のとよなか”につなげていくことが必要です。

第4次豊中市総合計画では、「●●●●●」をまちの将来像とします。

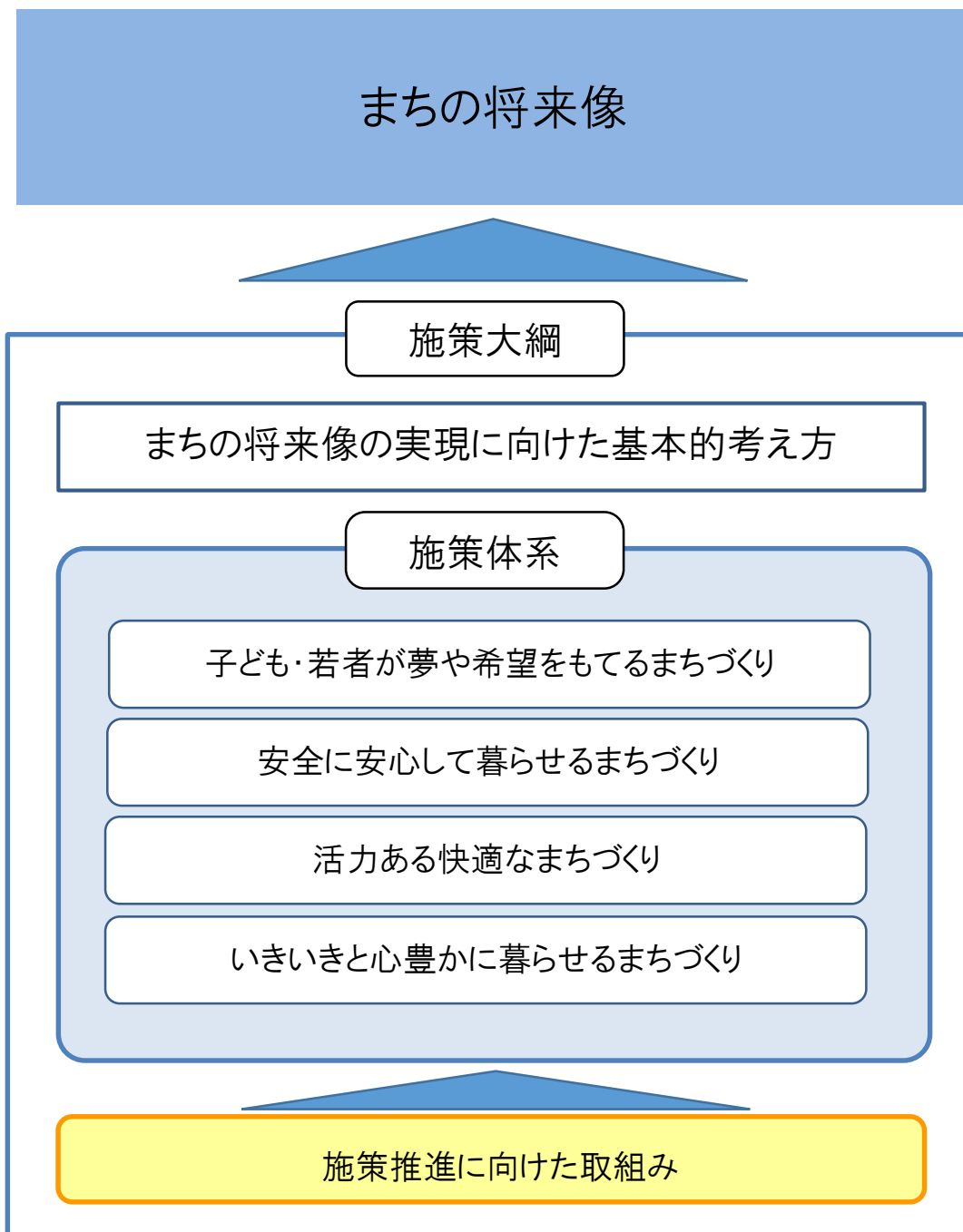
子育て・子育て環境の充実をはじめ、公共施設の再編や総合的な支援体制の構築など、“未来のとよなか”につなげていくためのまちづくりをめざします。

そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしの中で感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにつなげていきます。

まちの将来像の実現にあたっては、「子ども・若者が夢や希望をもてるまち」「安全に安心して暮らせるまち」「活力ある快適なまち」「いきいきと心豊かに暮らせるまち」を目標に、市民、事業者、行政が連携し、これまで築きあげてきた本市の価値をさらに発展させながら、未来も輝き続けるまちづくりを進めます。

第5章 施策大綱

「まちの将来像」を実現するための「基本的考え方」「施策体系」および「施策推進に向けた取組み」を「施策の大綱」とします。



1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

まちの将来像の実現に向けて、施策を進める上での基本的考え方は次のとおりです。

まちの将来像の実現にあたっては、日本国憲法にうたわれている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のもと、本市の非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言の理念に基づき、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、平和に共存・共生できる持続可能な地域社会の構築をめざします。

また、自治の基本原則のもと、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組みます。

さらに、施策の推進を通じて、人とのつながり、出会い、交流、学びの機会を充実させながら本市の価値を高めるとともに、それを市内外に発信し、市内外の人たちに選ばれるまちにしていきます。

●自治の基本原則（「豊中市自治基本条例第2条」より）

情報共有：市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること

参画：市民及び事業者の参画の下で市政が行われること

協働：市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと

地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取り組みを担うとともに、市がその取り組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

●市民・事業者・行政の役割

<市民の役割>

○心身の健康づくりに努め、地域の身近な課題や取り組み、市政等について関心を持ちます。

○地域づくりや市政に、主体的かつ積極的に参加します。

○取り組みを進める上で、市民や市民団体どうしのつながりを広げるとともに、事業者、行政等と互いに力をあわせ、連携します。

～市民の参加が地域への愛着を育み、市民力の向上へとつながり、将来像の実現の大きな力となります～

<事業者の役割>

○地域課題、全市的課題に関心を寄せ、市民や行政と共有します。

○地域や市の魅力向上および課題解決に向けた取り組みに積極的に参加します。

○市民や行政と協働し、課題解決に向け取り組めるネットワークの構築に努めます。

～事業者の主体的な参加が、地域力の向上へとつながり、地域自治を進めていく上での地域コミュニティの強化につながります～

<行政の役割>

○まちの将来像の実現に向けて、地域課題、全市的課題に対し、市民および事業者が実施する取り組みについて、行政は必要な施策を実施します。また、公共を担う多様な主体が互いに連携するためのコーディネートを進めます。

○課題や目標、取り組み成果が共有できるよう市政をはじめ、さまざまな情報の提供に努めます。また、都市ブランド*の向上に向けて、市外への情報発信も戦略的に進めます。

○市民や事業者の市政運営への参画を進めるとともに、協働による取り組みや地域自治を推進するため、行政における横断的な体制づくりを進めます。

2. 施策体系

まちの将来像の実現に向けた基本的考え方のもと、まちの将来像を実現するための「施策体系」は次のとおりです。

■ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

- 次代を担う子ども・若者が豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。
- 悩みや不安を抱えた子ども・若者に適切な支援ができる環境づくりを進めます。
- 若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。
- 子ども・若者の教育や豊かな成長を地域社会全体で支えるしくみづくりを進めます。

【関連分野】

- 子育て支援 ●子育て支援 ●若者支援 ●学校教育 ●社会教育*

■ 安全に安心して暮らせるまちづくり

- 安定した暮らしを営めるよう健康や福祉のセーフティネット※を整えます。
- 市民が住み慣れた地域で暮らし、各々が自立への取組みを進める中で、個々のもつ力を活かし、活躍できるよう支援します。
- だれもが支え合い、自ら守る、地域で守るという意識を高めながら、防災力・防犯力の向上をめざします。
- 市民の安全・安心の確保を図るため、医療体制、救急救命体制、消防体制を充実します。

【関連分野】

- 社会保障 ●介護 ●高齢者支援 ●障害者支援 ●地域福祉 ●就労支援
- 保健 ●医療 ●消防・救急 ●防災・防犯 ●危機管理

■活力ある快適なまちづくり

- 低炭素社会[※]、循環型社会、自然共生社会の構築を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- 道路、橋梁、上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 地域社会を支える産業のさらなる振興により、まちの活性化をめざします。

【関連分野】

- 交通安全 ●都市基盤[※]の整備・管理 ●住環境整備 ●環境保全 ●公園・みどり・景観
- ごみ減量・リサイクル ●美化推進 ●産業振興 ●大阪国際空港を活かしたまちづくり
- 都市農業

■いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

- 年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重し合っ
て、平和に、共に生きる社会の実現を図ります。
- 文化創造活動の場や機会の提供、歴史・文化遺産の保存・活用などにより、市
民文化の創造を促進します。
- だれもが心身ともに健康で、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができ、
学びを通して互いにつながる豊かな地域社会をめざします。

【関連分野】

- 人権・同和 ●平和 ●男女共同参画 ●多文化共生 ●文化芸術 ●スポーツ・健康づくり
- 生涯学習[※]

3. 施策推進に向けた取組み

施策体系を横断し、施策を着実かつ不断に進めるための取組みは次のとおりです。

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域課題やまちづくりの目標を共有しながら、めざすべきまちの将来像の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。また、人と人、人と地域が支え合いながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。
- 未来志向型の改革をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランド[※]の向上、広域連携の推進などに取組みながら、都市の価値を高めるとともに、持続可能な行政運営を推進します。

【関連分野】

- 情報共有 ●参画・協働 ●地域コミュニティ ●行政改革 ●行財政運営 ●人材育成
- 財務管理 ●資産活用 ●魅力創造 ●広域連携



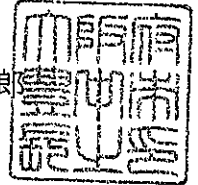
参考 2



豊政企第 1335 号
平成 29 年(2017 年)1 月 31 日

豊中市総合計画審議会
会長 加藤 晃規 様

豊中市長 浅利 敬一 郎



第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について（諮問）

別添の第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について、豊中市総合計画審議会規則第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案) 施策の括り

章	施策		括り
【第1章】 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり	1-1	子育て支援の充実	子どもに係る親への支援（妊娠、出産、概ね18歳までの子育て）
	1-2	保育・教育の充実	乳幼児保育、幼児教育、義務教育、社会教育
	1-3	子ども・若者支援の充実	0歳～概ね18歳の子ども支援（健全育成、障害児支援、児童養護） 概ね15歳～39歳の若者支援
【第2章】 安全に安心して暮らせるまちづくり	2-1	自立生活支援の充実	地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、社会保険（介護保険制度、国民健康保険制度、国民年金制度等）、生活保護、雇用・就労
	2-2	保健・医療の充実	健康管理・予防対策、メンタルヘルス・自殺予防対策、感染症予防対策、食の安全対策、地域医療
	2-3	消防・救急救命体制の充実	救急救命、消防
	2-4	暮らしの安全対策の充実	危機管理体制、防災対策、防犯対策、交通安全対策
【第3章】 活力ある快適なまちづくり	3-1	快適な都市環境の保全・創造	環境教育、自然環境、環境美化対策、環境汚染防止対策
	3-2	低炭素・循環型社会の構築	省エネルギー・再生エネルギー、廃棄物対策
	3-3	都市基盤の充実	災害対策、道路、上下水道、公共交通
	3-4	良好な住環境の形成	拠点づくり、住宅ストック、住環境、空き家対策、都市景観
	3-5	産業振興の充実	企業立地の促進、企業支援、起業・創業支援
【第4章】 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり	4-1	共に生きる平和なまちづくり	平和教育・啓発、人権教育・啓発、男女共同参画、多文化共生
	4-2	市民文化の創造	文化芸術、文化財、兄弟都市・姉妹都市
	4-3	健康と生きがいがづくりの推進	生涯学習、食育、生涯スポーツ、健康づくり
【第5章】 施策推進に向けた取組み	5-1	情報共有・参画・協働に基づくまちづくり	情報発信、市民参画、協働、地域コミュニティ
	5-2	持続可能な行財政運営基盤の構築	市政運営、人材育成、財政、公共施設、魅力創造、都市間連携

総合計画等調査特別委員会における

「第 4 次豊中市総合計画前期基本計画(素案)」への意見について

章・施策	主な内容
全体	
前期基本計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ○ (P1)「まちの将来象」については、基本計画の中でも、市民にわかりやすく記載する必要がある。
市民の意識・評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ (P4)「市民の意識」にも目標設定が必要である。 ○前期基本計画の期間で、何をどこまで達成するのかの目標設定が重要である。 ○施策によっては、「市民の意識（主観指標）」だけでなく、客観指標も記載したほうがわかりやすいので記載が必要である。 ○5章「施策推進に向けた取組み」にも客観指標などを示す必要がある。
市民・事業者の主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○施策には市が主体に行うものや市民・事業者と協働して行う内容が含まれている。別に「市民・事業者の主な取組み」が記載されていると役割分担として受け取られるので、あえて記載する必要はないのではないかと。記載するのであれば、表現を変えるなどの工夫が必要である。 ○リーディングプロジェクトにも「市民・事業者の取組み」の記載が必要である。 ○市民活動団体の意見を聞き、作成してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○前期基本計画（素案）を見ると現在の既存事業しか想定されておらず、新たな取組みが見えない。 ○総合計画は、これからの予見を記載することも必要である一方、これまでの内容を継承することも必要である。 ○総合計画に職員が、例えば市内居住をするといった行動など、どういう行動をとるかの記載が必要である。 ○多くの市民に総合計画を知ってもらえるように、周知方法を工夫する必要がある。 ○冊子を作成する際には、写真や絵を入れるなど分かりやすくしてほしい。

第1章	
1-1 子育て支援の充実	○(P9) 主な取組み「地域での子育て環境づくり」に、子育て支援センターなど具体的な拠点の記載が必要である。
1-2 保育・教育の充実	○(P10) 現状と課題に、本市の課題である待機児童や小中学校の学級数などの記載が必要ではないか。
1-3 子ども・若者支援の充実	○(P13) 主な取組み「子どもの居場所づくり」に、“こどもの貧困”というワードの使用が必要ではないか。
第2章	
2-1 自立生活支援の充実	○(P18) 施策の方向性「セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます。」に公的扶助の記載も必要ではないか。
2-2 保健・医療の充実	○(P21) 企業会計の上下水道には、経営基盤の強化と記載があるが、市立豊中病院にはないので記載が必要ではないか。
第3章	
3-1 快適な都市環境の保全・創造	○(P28) 基本構想の「社会環境の変化④地球環境問題への対応」では、「緑被率が減少」とあり、基本計画の施策の現状と課題では、「みどりの量は増加」となっているが、整合性はとれているのか。
3-4 良好な住環境の形成	○(P34) 主な取組み「中心市街地の活性化」に、蛍池駅周辺の記載も必要である。 ○(P34) 主な取組み「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に、2020年にオリンピックもあるので、空港の国際化に向けた取組みの記載が必要ではないか。 ○(P35) 主な取組み「バリアフリー化の推進」に、今後のバリアフリー化の方向性を、具体的に記載する必要があるのではないか。
第4章	
4-1 共に生きる平和なまちづくり	○(P40) 現状と課題の「在日外国人」は、「在住外国人」と変更した方がよい。 ○日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議の一員として、今後も非核平和の実現に向けた取組みを進める記載が必要である。

	<p>○第 3 次総合計画にあった職員の人権の向上に関する人材育成の記載が必要である。</p> <p>○「部落差別解消推進法」が制定しているので、第 3 次総合計画にあった「同和行政の推進」を施策の方向性に記載する必要がある。</p>
4-3 健康と生きがいづくりの推進	<p>○(P45) 主な取組み「スポーツの推進」に、これからオリンピックやラグビーW杯が開催されるので、アスリートの育成支援などの記載が必要ではないか。</p>
第 5 章	
5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり	<p>○投票率の向上に関する記載が必要ではないか。</p>
リーディングプロジェクト	
南部地域の現状と課題	<p>○(P52) 人口推計のグラフに、市全体の推計も入れた方が対比しやすい。</p>
プロジェクトの方向性と目標	<p>○(P53) リーディングプロジェクト独自の将来像やキャッチフレーズがあってもよいのではないか。</p>
主な取組み	<p>○(P53) 主な取組みに具体的な事業名があったほうがわかりやすいので記載が必要である。</p> <p>○主な取組み「にぎわいとゆとりのあるまちづくり」の 4 つめの内容に、土地の区画整理など具体的な面整備の記載が必要である。</p> <p>○南部地域はみどりが少ないので、みどりの記載が必要である。</p> <p>○南部地域のスケジュール感や 10 年後どのようなまちになるのかが分かる必要がある。</p> <p>○限られた予算の中で、柔軟に対応し予算配分する必要がある。</p>